

環境報告書

令和7年度版

(令和6年度実績報告)



各務原市

各務原市環境報告書目次

各務原市の概況	1
(1)行政機構と事務分掌(令和7年4月1日現在)	2
(2)市民生活部環境室人員配置状況(令和7年4月1日現在)	3
(3)市民生活部環境室令和6年度決算	4
(4)市民生活部環境室令和7年度予算	5
(5)総合計画目標及び実績	6
第I編 環境保全	7
第1章 環境保全施策の総合的推進	7
第1節 第2次各務原市環境基本計画の推進	7
第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	22
第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画	22
第4節 各務原市環境市民会議	23
第5節 環境保全協定(公害防止協定)	24
第6節 環境啓発・環境学習	24
第2章 環境の現状と対策	26
第1節 大気環境	26
第2節 水環境	26
第3節 騒音・振動	28
第4節 化学物質対策	31
第5節 浄化槽の整備	31
第6節 環境美化	32
第7節 環境衛生	33
第8節 公害	35
第II編 廃棄物処理	36
第1章 令和6年度一般廃棄物処理計画	36
第1節 事業年度	36
第2節 一般廃棄物の排出状況	36
第3節 ごみ処理計画	36
第2章 ごみ処理事業	37
第1節 処理の現状	37
第2節 ごみ処理単価	37
第3節 収集処理実績(北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ)	38
第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動	39
第3章 し尿処理	44
第1節 処理実績	44
令和6年度 環境トピックス	45
全体評価	46

各務原市の概況

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に大河木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢で、人々が住むに最適の環境にあります。

また、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、平成 16 年 11 月には、羽島郡川島町との合併により面積 87.81k m²、人口約 15 万人を持つ都市となりました。

隣接する関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる市北部の丘陵地帯は、濃尾平野の北端に位置し、広く木曾川から伊勢湾に及ぶ雄大な眺望を誇ります。また、古来、地域に豊かな恵みをもたらす母なる川、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、人々の生活を潤すとともに多様な自然が四季折々美しく風景を彩ります。

また本市は、中部都市圏の中心の名古屋市へ 30km、岐阜市へ 8km 圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約 30 分、富山方面へ約 2 時間 30 分とアクセスに優れています。また、東西に JR 高山本線、名鉄各務原線、国道 21 号が走るほか、南北に主要地方道江南関線が通り基幹交通網を形成しています。



(令和 7 年 4 月 1 日現在)

総人口：143,929 人

(男)：71,266 人

(女)：72,663 人

世帯数：63,559 世帯

(1)行政機構と事務分掌(令和7年日4月1日現在)

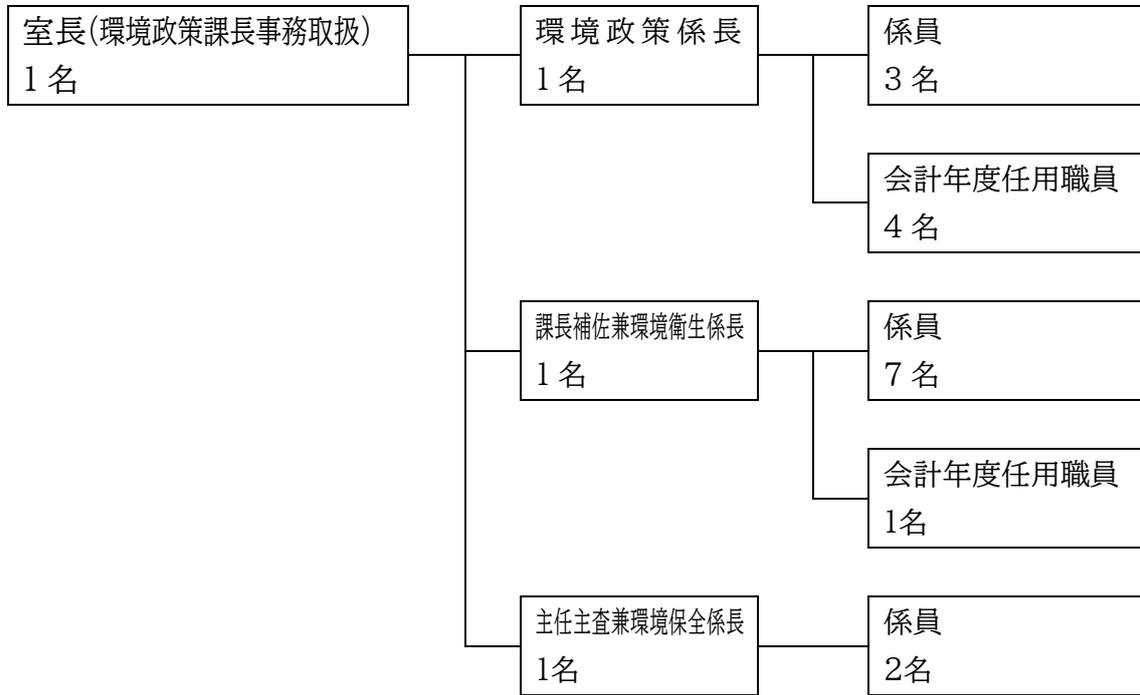
市民生活部環境室

環境政策課	環境政策係	環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること
		ごみ処理の事業計画その他ごみに関すること
		ごみの減量に関すること
		リサイクルの推進に関すること
		廃棄物の不法投棄等の処理及び指導に関すること
		北清掃センターとの連絡調整に関すること
	環境衛生係	食品、麻薬等の公衆衛生思想の普及、啓発及び指導に関すること
		そ族、昆虫等の駆除及びその指導に関すること
		し尿処理の事業計画その他し尿等に関すること
		浄化槽設置整備補助金に関すること
		畜犬登録に関すること
		火葬場の管理に関すること
		市営墓地の使用許可及び管理並びにその他の墓地の指導に関すること
		墓地、火葬場の経営許可に関すること
		クリーンセンターとの連絡調整に関すること
		動物愛護に関すること
	環境保全係	自然の保全に関すること
		公害の苦情処理に関すること
		公害対策の連絡調整に関すること
		公害防止の普及に関すること
		地球温暖化防止対策に関すること
悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに騒音規制法(昭和43年法律第98号)等に基づく届出に関すること		
自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく届出に関すること		
北清掃センター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務
クリーンセンター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務

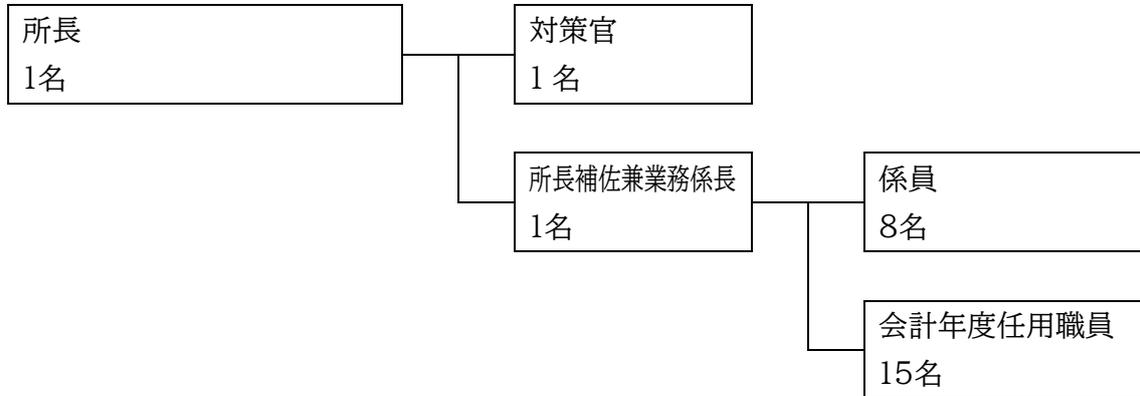
(2)市民生活部環境室人員配置状況(令和7年4月1日現在)

市民生活部環境室(環境室長他55名)

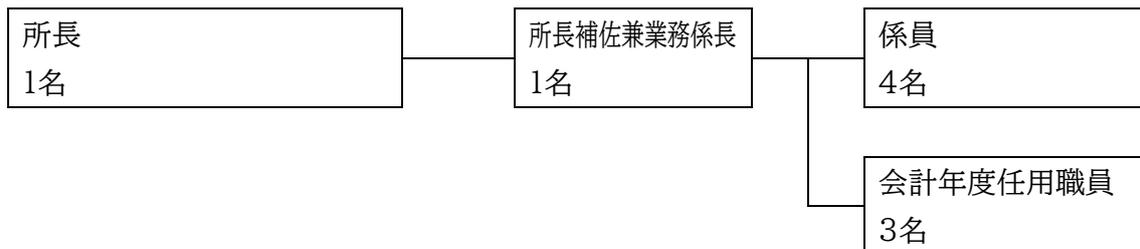
① 環境政策課(21名)



② 北清掃センター(26名)



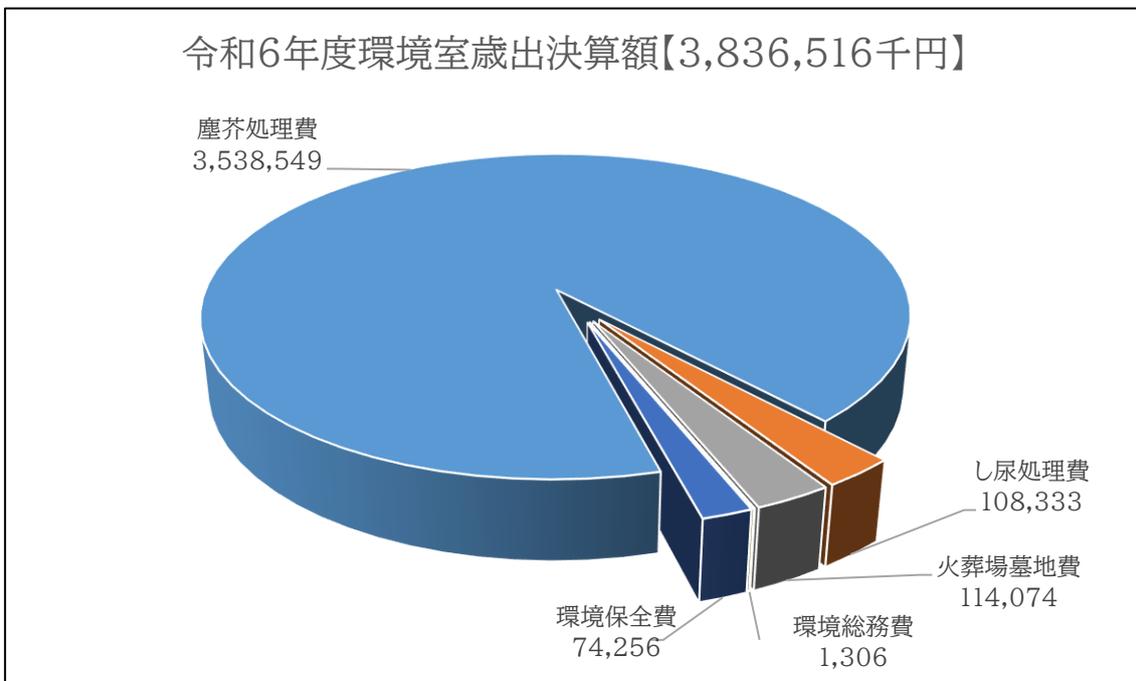
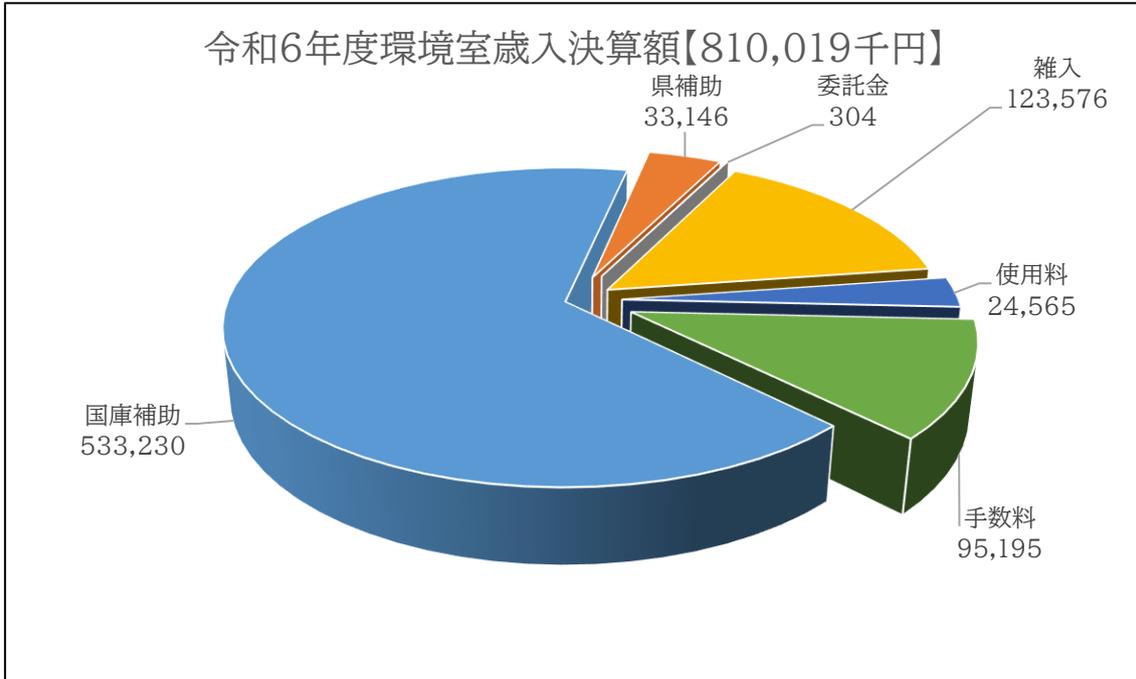
③ クリーンセンター(9名)



(3)市民生活部環境室令和6年度決算

各務原市の令和6年度一般会計の決算額は、歳入が69,958,257千円、歳出が66,061,658千円でした。

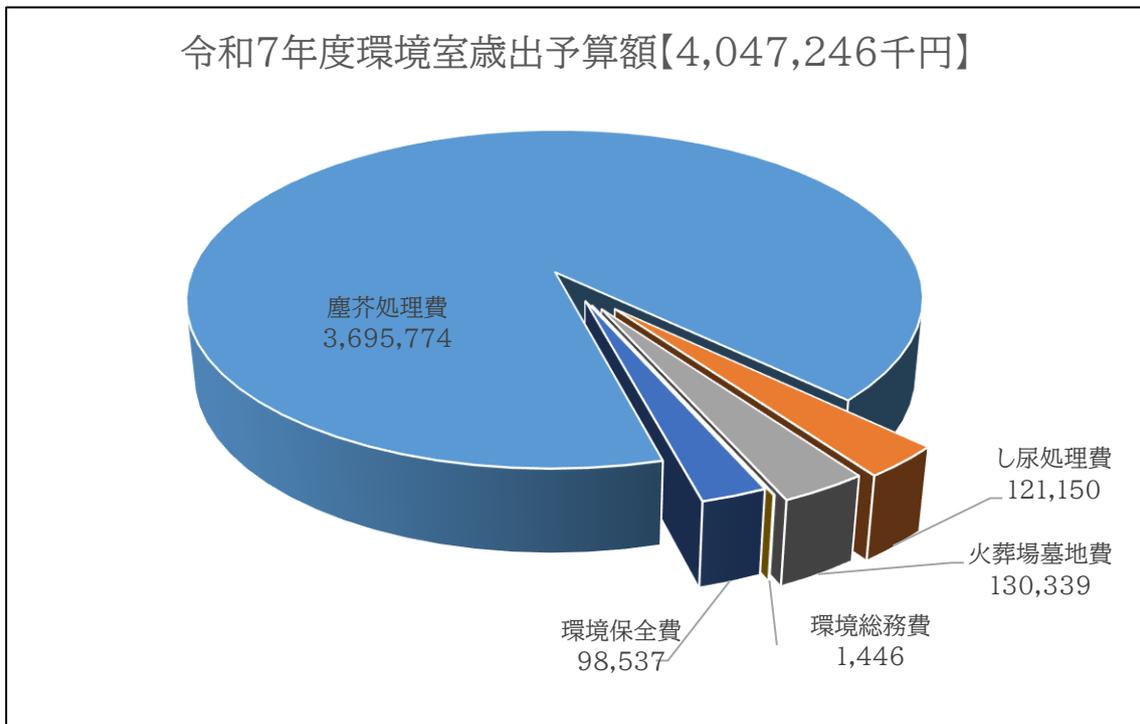
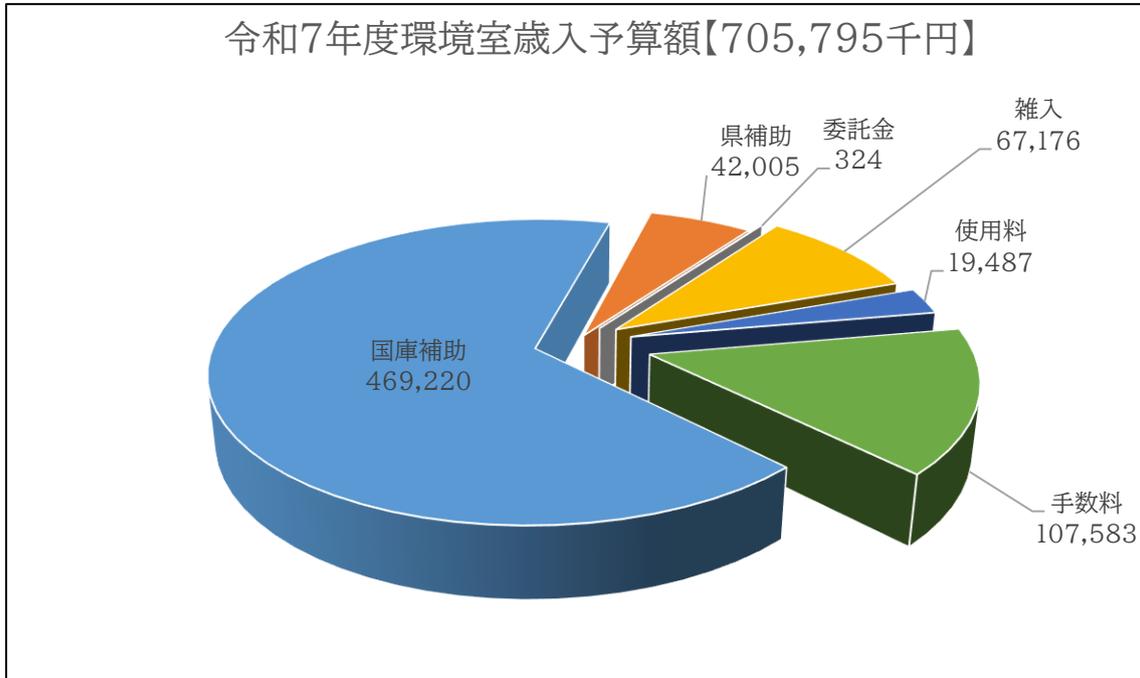
一般会計の内、環境室の決算額は、歳入が810,019千円、歳出が3,836,516千円でした。内訳は下図のとおりです。



(4)市民生活部環境室令和7年度予算

各務原市の令和7年度の一般会計予算額は、630.2 円です。

一般会計の内、市民生活部環境室の予算額は、歳入 705,795 千円、歳出が 4,047,246 千円です。内訳は下図のとおりです。



(5)総合計画目標及び実績

事業の進捗状況

	基本項目	2024 年度実績	目 標 2029 年度末
総合計画	環境教室等の参加者数(年間)	999人	2,500 人
	一人1日当たりのごみ焼却量	691g	693g以下
	汚水衛生処理率	92.8%	93.1%

	基本項目	2023年度実績	目 標 2027年度末
環境基本計画	リサイクル率	27.0%	30.0%

第 I 編 環境保全

第1章 環境保全施策の総合的推進

第1節 第2次各務原市環境基本計画の推進

1. 計画の概要

(1) 計画の期間

2018 年度～2027 年度

(2) 基本理念

みんなで未来につなげる美しい各務原

(3) 総合的な目標

①環境教室などへの参加者数

2027 年度までに年間 3,300 人達成(2016 年度より 335 人増)
2,965 人(2016 年度)→3,300 人(2027 年度)

②リサイクル率

2027 年度までに 30%達成(2016 年度比 1.6 ポイント増)
28.4%(2016 年度)→30.0%(2027 年度)

③ごみ焼却量※ごみ焼却量は北清掃センターで焼却する量

2027 年度までに 5%削減(2016 年度比)
39,780t(2016 年度)→37,790t(2027 年度)

④汚水衛生処理率

2027 年度までに 96.0%達成(2016 年度比 6.9 ポイント増)
89.1%(2016 年度)→96.0%(2027 年度)

(4) 基本方針

A. 環境を考え行動する人づくり

B. 資源を大切に暮らすまちづくり

C. 自然と共生するまちづくり

(5) 環境行動計画



基本方針	行動目標
方針 A 環境を考え 行動する人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう
	A2 大人が環境について学べる機会をつくろう
	A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう
	A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう
方針 B 資源を大切に暮らすま ちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう(リデュース)
	B2 製品の再使用を促進しよう(リユース)
	B3 資源のリサイクルを促進しよう(リサイクル)
	B4 適切にごみを排出しよう

基本方針	行動目標
方針 C 自然と共生するまちづくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう
	C2 地球温暖化防止を推進しよう
	C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

図1-1-1 基本方針、行動目標の体系

2. 達成状況(行政の取り組み)

行政が行っていく事業・施策の進捗状況は、各担当課の評価をもとに、事務局で評価方法(表1-1-1)に基づき評価しました。

表1-1-1 行政が行っていく事業・施策の評価方法

評価	進行状況
S	事業完了
A	十分できている
B	ややできている
C	あまりできていない
D	当該年度対象事業なし

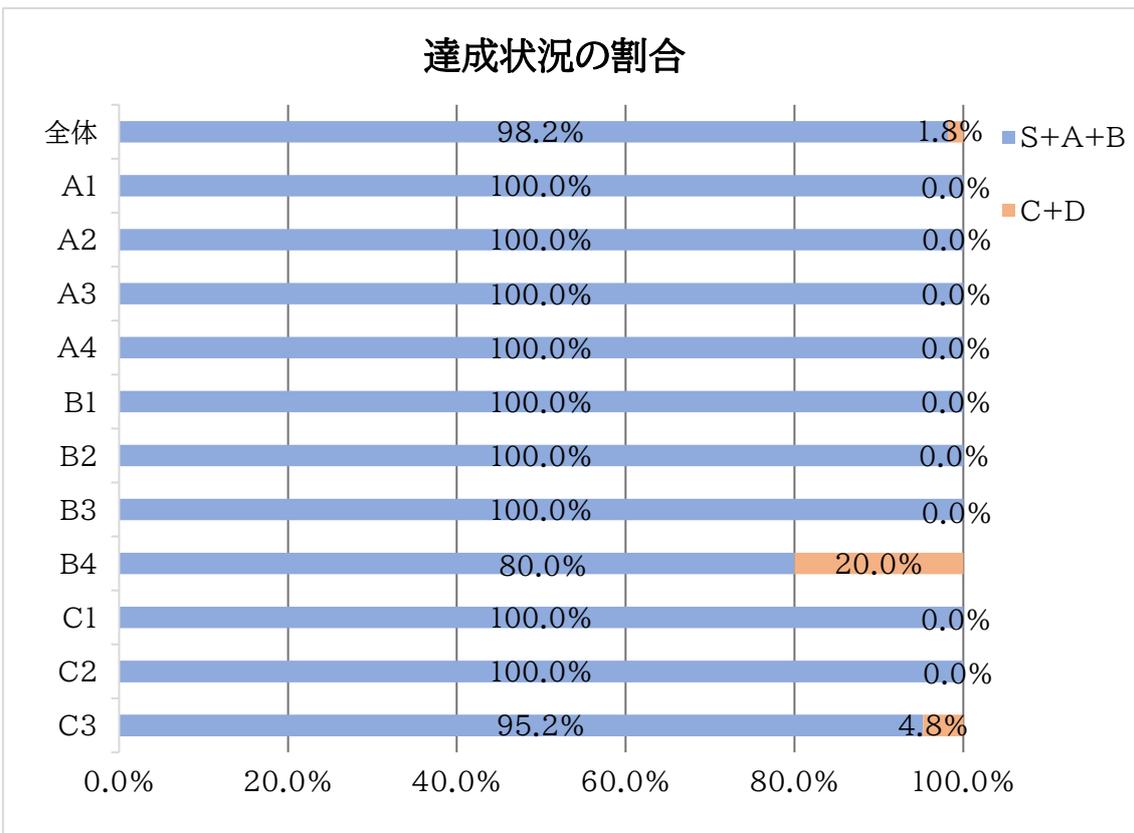


図1-1-2 各行動目標の達成状況

基本方針A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
A1	1	子ども向け環境教材の提供	環境を楽しく学習できるウェブサイト「環境まなびサイト」のデータを更新する。	サイト内掲載データの時点修正を実施した。	B	環境政策課
A1	2	こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」の出展作品のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰する。	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な5作品を表彰した。	A	環境政策課
A1	3	各務原市環境行動賞	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な作品を表彰する。	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な18作品(優秀賞3作品、奨励賞15作品)を表彰した。	A	環境政策課
A1	4	講師の募集と紹介	「生涯学習登録講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	ウェブサイトや出前講座冊子、情報誌で制度の紹介・講師の募集を行った。「出前講座2024」冊子では、市職員による環境に関する出前講座7講座、登録講師による環境に関する出前講座として「あなたもエコライフ」などを紹介した。	A	いきいき 楽習課
A1	5	総合的な学習の時間を活用した環境学習の推進	総合的な学習の時間においては、特に実践的な場を位置付けて、環境教育を推進していく。	60%の小中学校において、総合的な学習の時間に環境学習に取り組んだ。また、社会科や家庭科などの教科の学習や学級活動、児童会活動・生徒会活動と関連させ、環境に関する発展的な学習や取組を位置付けている学校もある。	A	学校教育課
A1	6	生徒会主導による環境活動の実施	各小中学校の児童会や生徒会、ふれコミ隊を中心に、SDGsと関わらせる等、各小中学校で工夫して活動する。活動はHPや通信等で地域に周知する。	今年度ボランティア活動歴50回認証達成率は、小学校89%、中学校67%、小中平均81.5%であり、SDGsに関わらせた活動を行う学校もある。通学路や地域のごみ拾いを児童生徒が主体となって行う中で、社会貢献力の育成にも注力した。活動内容は、各小中学校のHPや通信で地域に広めている。	A	学校教育課
A1	7	学校が実施する環境事業への支援	「学校経営予算」「児童生徒のための予算」により、学校が計画する環境に関する事業への取組を支援する。予算総額のうち、環境行動にいくら費やすかは、各学校の裁量による。	11校より環境に関する事業の取組の計画が申請され、交付金を交付しました。	B	総務課
A1	8	学校の食育の推進	児童生徒が食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育の日、学校給食週間、食育月間を利用して行事食や郷土料理などを提供し、地産地消や食文化を伝える取組を行う。	学校給食を通じて児童生徒に食に対する正しい知識と望ましい食習慣などを伝える取組を行った。また、新規取組として市内産の特別栽培米「御膳粳」の歴史学習の実施、学校給食での提供を行った。	A	学校教育課

基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「竹細工」を全5回で延べ29名参加。ライフカレッジで「各務原の野鳥を知る」全1回で、37名受講、しこうのじかん「岐阜県の自然～昆虫写真を通じて思うこと～」全1回で、36名受講。	A	中央ライフ デザイン センター

基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課
A2	1	環境講座の開催 生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「はじめての家庭菜園～有機野菜を作ろう!～」全5回・15人受講。JAぎふ職員から栽培方法を伝授していただき、種まき、苗植え、栽培管理、収穫を体験する講座を実施した。 後期長期講座「かんたん着物リメイク～チュニック～」全7回・8人受講。環境に配慮して古い着物をチュニックにリメイクして再利用する講座を実施した。 後期長期講座「自然観察さんぽ<秋冬編>」全5回・20人受講。身近な自然とふれあい、歩きながら、大地、野生動物、樹木、草、鳥、昆虫など幅広く観察し学ぶ体験型講座を実施した。 ハイカレッジ各務原西「SDGs環境にやさしいウール素材」全1回・27人受講。ハイカレッジの1講座として、日本毛織株式会社の担当者から様々な実験を通して天然素材のウールの特徴・性質を知り、ウールが環境にやさしい素材であることを学んだ。	A	西ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催 生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「自然から学ぶ ミツバチ講座」を全6回で、15名受講、前期長期講座「水辺の体験塾 アクア・マイスターになろう」を全10回で、10名受講、短期講座「てくてく歩こう!三井山の春の自然観察」を全1回で、15名受講、短期講座「自然とふれあい学ぶ『秋の森のようちえん』へようこそ!」を全1回で、26名受講	A	川島ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催 生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	前期長期講座「春から夏に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ80名参加。前期長期講座「春～夏春の面白ネイチャーウォーク」5回で延べ100名参加。後期長期講座「冬から早春に楽しむ～里山自然ハイキング～」5回で延べ80名参加。後期長期講座「森の案内人と学ぶ～自然観察と間伐材でクラフト製作～」5回で延べ50名参加。短期講座「森の案内人と学ぶ～花炭作りと火起こし体験講座～」1回で15名参加。短期講座「説明を聞きながら月イチウォーク!」4回で延べ80名参加。	A	東ライフデザインセンター
A2	2	親子環境学習 親子環境学習会として、オオキンケイギク等の(特定)外来生物が環境にあたる影響の体験学習を実施する。	5月11日(土)にかさだ広場において親子環境学習(オオキンケイギク抜き取りイベント)を木曾三川公園管理センターと共催で行った。 (応募総数74家族、当選24家族)	A	環境政策課
A2	2	親子環境教室 親子環境教室を開催し、「メカホッパー教室」などの環境教室や環境講演会を通じて、親子で環境について学習する機会を提供する。	6月に「ジャンクアート教室」を含む3教室を開催し環境についての啓発を行った(参加者合計47名)。また、環境講演会を実施した(参加者合計62名)。	A	環境政策課

基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課
A2	3	環境をテーマとした図書の展示 環境・エコをテーマに企画展示を実施する。	企画展示の実施 ・4月6日～5月9日 「SDG'sにトライ! 環境・生き物編」展示冊数:72冊 ・5月11日～6月6日 「SDG'sにトライ! 資源編」展示冊数:43冊 ・6月8日～7月4日 「SDG'sにトライ! いえ、まち、しごと編」展示冊数:54冊 ・10月3日～31日 「SDG'sにトライ! 生活のもと編」展示冊数:50冊	A	中央図書館

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課
A3	2	子ども環境教室 次世代を担う子どもたちに、環境や自然の大切さを学ぶ機会として「子ども環境教室」(水辺の環境、水生生物、地球環境の3教室)を開催する。また、産業・農業祭においてLEDの普及啓発活動を行う。	7月に水辺の環境教室、水生生物の教室、地球環境教室を開催した参加者合計57名)。また、11月の産業・農業祭において環境啓発活動を行った。	A	環境政策課
A3	3	環境月間パネル展示 環境月間(6月)に、市の環境活動に関するパネルを展示し、市民に対して啓発を行う。	環境月間に、市内商業施設にて市の環境への取組に関する啓発をするパネル展示を行った。	A	環境政策課
A3	4	口座振替支払通知書による3R推進啓発 口座振替支払通知書の封筒に3R推進のキャッチコピーや実践可能な活動のPRを印刷し、市からの支払相手方に郵送する。	通知書に同封することで、窓口などでの掲示に比べてより目に触れやすい環境を実現でき、効果的な啓発を行うことができた。	A	会計課
A3	6	市の環境活動のわかりやすい広報 市広報紙、ウェブサイトなどに、市の環境活動をわかりやすく取りまとめたものを掲載し、市の取り組みを紹介する。	市の環境への取組を、広報紙や環境報告書などで情報提供した。	A	環境政策課
A3	7	懸垂幕を利用した環境保全の啓発 年2回、6月と12月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を掲揚して、環境保全の啓発を行う。	6月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を展示し、環境保全の啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進 美しいまちづくり条例に基づき、市街地、主要道路沿線などに環境美化監視員を配置し、美しいまちづくりを推進する。また、市広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行う。	環境美化監視員(67名)と連携して市内の巡回活動を実施するなど、環境美化活動を行った。また、広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進 犬の糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配付し、飼い主のマナー向上を図る。必要に応じて広報紙や回覧文書を活用し、正しい犬の飼い方を周知する。	犬などのペットの糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配布し、飼い犬のマナー向上を図った。	A	環境政策課

基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
A3	9	環境美化監視員の活動支援	環境美化監視員からの連絡や活動報告に基づき、市の関係機関と連携して監視員の活動を支援する。また、活動報告会を開催し、互いの活動内容を報告していただくことで、他の監視員の活動内容を知る機会を提供する。	1月に活動報告会を開催し、他の監視員の活動内容を知る機会を提供した。	A	環境政策課
A3	10	環境保全の取組において優秀なものへの表彰	岐阜県において実施される都市景観大賞について、広く市民にPRする。	市HP掲載や都市計画課窓口でのパンフレット配布により周知を行った。	A	都市計画課
A3	12	環境に配慮した建設工事の推進	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱」に基づき、対象となる建設工事の特記仕様書に環境配慮事項を明記するとともに、請負業者に「環境配慮実施状況報告書」を提出させることで環境に配慮した施工方法の実施、廃棄物の発生抑制及び適正処理、再生材等の利用を促進するなど、建設工事における環境負荷の低減を図る。	建設工事を所管する部署において、要綱を踏まえた特記仕様書の作成など、請負業者に対し環境負荷を低減する取組みを義務付けて評定を実施した。	A	企画政策課

基本方針A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
A4	1	環境活動グループの交流の確保・情報提供	各務原市生活学校の活動を核に、省エネルギーや水環境問題等への理解を深め、美しく暮らしやすい都市づくりに向けた活動を支援する。	「エコ小物づくり」「廃油を使用した石鹸づくり」など環境をテーマにした活動を行い、その活動を産業・農業祭、パネル展にて紹介啓発を行った。また、フードドライブを実施し食品ロスの削減に貢献した。	A	まちづくり推進課
A4	2	環境市民会議の開催	各務原市環境市民会議を開催し、環境基本計画に係る実行計画の実施報告を行う。	8月に環境施策の進捗状況の確認と本市の環境について意見交換を行った。	A	環境政策課

基本方針B1 ごみを出さない生活を実践しよう(リデュース)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B1	1	ごみの発生抑制の啓発と仕組みづくり	出前講座などを通じて市民や事業者へごみの発生抑制や減量についての情報を発信する。	みそのインターナショナルスクール・尾崎小学校・桜丘中学校・Man to Man Passo(株) パッソ各務原校・ボランティアハウス陽だまり申子・NPO法人オンリーワンくれよん・鶴沼第一小学校・飛鳥美谷苑・JAぎふ 女性部 各務原支部にて出前講座を行い、ごみの減量について発信した。	A	環境政策課
B1	2	3Rの分かりやすい啓発	各種環境政策課参加イベント等で3Rについての啓発活動を行う。	環境政策課主催のイベントや市ウェブサイトを活用して啓発を行った。	A	環境政策課

基本方針B1 ごみを出さない生活を実践しよう(リデュース)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B1	3	窓口用封筒の配布の抑制	手数料の会計時に会計窓口において、ごみ減量へ理解を得るための声掛けを行い、窓口用封筒の配布を控える。	窓口封筒の使用機会の多いマイナンバーカード受取りのお客様が多かったため、前年度より多めの配布となっている。お悔やみコーナーでは、証明書発行等で必要な方だけお持ち帰りいただく運用としている。会計時にごみ減量への理解を求める声掛けはしているが、窓口封筒は前年度と同程度の利用である。	A	市民課
B1	4	マイ水筒・マイ箸・マイカップの使用の推奨	環境月間(6月)などの機会を捉え、庁内掲示板等を通じて職員へ周知する。	環境の日に合わせ、マイ水道・マイ箸・マイカップの利用について職員へ啓発を行った。	B	人事課
B1	5	印刷・コピー部数の削減	コピー使用枚数について、課ごとに目標値を設定し、使用枚数の削減を図る。また、両面コピー、ツーアップの活用などコピー方法の工夫による使用枚数の削減を推進する。	過去5年間の実績枚数の3%削減を目標に設定して啓発を図り、達成することができた。 【令和6年度実績】 目標値:2,240,360枚 実績値:1,440,791枚	A	総務課
B1	6	レジ袋削減実施店舗の情報提供	レジ袋有料化実施店舗の情報を収集・提供することにより、市民のマイバッグ利用を促し、レジ袋削減に努る。また、レジ袋有料化実施店舗の辞退率を調査し、公表することで、市民の関心と取組意欲を高める。	レジ袋辞退率を調査し、環境報告書で公表した。(レジ袋辞退率90.1%)	A	環境政策課
B1	7	生ごみの水切りの啓発	生ごみの水切りを啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙及び市ウェブサイトにて、啓発を実施した。	A	環境政策課
B1	8	食品ロス削減の啓発	食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙及び市ウェブサイトにて、啓発を実施した。また、アピタ各務原店および出前講座にて啓発イベントを行った。	A	環境政策課

基本方針B2 製品の再使用を促進しよう(リユース)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B2	1	不用品交換銀行の実施	家庭において不用となった家庭用品のうちまだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供する。	毎月15日号広報紙やウェブサイトで不用品交換銀行の情報を市民に提供した。 成立件数:62件	A	環境政策課
B2	2	撤去看板の再利用	道路パトロールや市民ボランティア団体(ビューレンジャー)等の協力により、違反簡易屋外広告物を除去するとともに、各種イベントなどでの再利用を図る。	違反広告物として簡易除却を行って保管期限を過ぎた看板等を再利用することができた。	B	建築指導課

基本方針B2 製品の再使用を促進しよう(リユース)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B2	3	建設発生土の抑制	建設工事の掘削土砂の削減と現場内利用を図る。他の公共事業間で相互利用を図る。	建設発生土の現場内流用と、他課との工事間流用を行った。	A	都市計画課
B2	3	建設発生土の抑制	発注工事で発生する残土について、部課内等で工事間流用を図り、建設発生土の削減・再利用に努める。	手力石山地区急傾斜地崩壊対策工事から発生した残土(約500m ³)を新総合運動防災公園造成工事などへ流用した。	A	道路課
B2	4	水道管路の更新における廃棄材料の削減	水道管路の更新にあたり、仮設配管材料(年間約15,000m使用)を4回使用することで、廃棄材料を削減する。	水道管路の更新にあたり、仮設配管材料(15,415m)を4回使用することで、廃棄材料を削減することができた。	A	水道施設課

基本方針B3 資源のリサイクルを促進しよう(リサイクル)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B3	1	リサイクル施設見学の支援	小学生の見学などを通じて、リサイクル施設をPRする。	小学生の見学などを通じて、リサイクル施設をPRできた。	A	北清掃センター
B3	3	公文書のリサイクル	保存期間が満了等した全ての保存文書から、事前に再利用できるバインダー、クリップ、ファイリングボックスなどを抜き出し、残りの紙類は、全て一斉廃棄により溶解処理する。	年2回の文書廃棄の際、バインダー等再利用可能なものは取り外すよう周知し、物品を再利用することができた。 【溶解処理量】 4月:約38.8トン 12月:約13.8トン 計52.6トン	A	総務課
B3	4	古紙回収拠点の積極的活用と情報提供	市内の古紙回収拠点の情報を広く市民に提供することにより、積極的な活用を図る。	3月15日号広報紙と一緒に、全世帯に「古紙回収ステーション一覧」を配布した。また、市ウェブサイトにおいて啓発を行った。	A	環境政策課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	公共施設等から発生する緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化する。	樹木等の撤去業者に対して趣旨の説明を行った。	A	学校施設課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	家庭から排出される緑ごみは市内17ヶ所に設置した回収拠点で回収した後再資源化施設へ搬入し、市民清掃に伴って排出される緑ごみについては直接再資源化施設へ搬入する。それぞれバイオマス燃料として再資源化する。	緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化した。 緑ごみリサイクル量:4791.89t (内訳) 拠点回収:317.43t 自治会主催の拠点回収:11.62t 北清掃センター持込:1139.59t 市の施設:506.12t 市民清掃:90.10t 事業系:2727.03t	A	環境政策課
B3	6	学校給食ごみ(食用油)のリサイクル	学校給食の使用済み食用油をリサイクル専門業者に委託し、リサイクルを実施する。	食用油リサイクル専門業者と契約をし、定期的に回収を実施しました。	A	総務課

基本方針B3 資源のリサイクルを促進しよう(リサイクル)

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B3	7	資源集団回収の奨励	小中学校のPTAや子ども会などの資源集団回収団体に対し、奨励金を交付し、集団回収の促進に努める。	資源集団回収団体に対して回収量に応じ、奨励金を交付した。 回収量:774.11t	A	環境政策課
B3	8	焼却熱を利用した発電	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用できた。	A	北清掃センター
B3	9	焼却灰のリサイクル	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進する。	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進できた。	A	北清掃センター

基本方針B4 適切にごみを排出しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
B4	1	ごみ出しガイドブックの改訂	排出されたごみの分別方法などを解説したごみ出しガイドブックをより分かりやすくするため、次回の改訂版作成に備えて準備する。	「分別一覧表(50音順)」の更新に活用できるように、市民等からごみの出し方で問い合わせのあったものを記録した。	A	環境政策課
B4	2	事業系ごみの適正処理の啓発	排出事業者による適正排出と資源化を推進するため、必要に応じて啓発を行う。	事業系ごみの適正処理に関する相談や、啓発が必要となる場面はなかった。	D	産業政策室
B4	2	事業系ごみの適正処理の指導	事業活動に伴って排出されるごみ(一般廃棄物・産業廃棄物)の処理について、不適正な処理を行っている事業者に対して適正な方法で処理するよう指導する。	事業者の排出者責任についてウェブサイトに掲載している。 また、不適正な処理を行っている事業者に対し、指導を行った。	A	環境政策課
B4	3	家庭系ごみの適正排出の指導	家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみを市の定める分別のルールどおりに排出出来ない市民に対して適正な指導を行う。	不適正なごみ出しや、ごみ処理を行っている市民に対し、指導を行った。	A	環境政策課
B4	4	不法投棄防止の対策	不法投棄防止の啓発看板を配付し不法投棄の防止に努めるとともに、各務原警察署と連携しパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。	希望者に対し、不法投棄防止の啓発看板を配布した。また、市内の不法投棄頻繁地域を各務原警察署生活安全課と合同パトロールを実施した。	A	環境政策課

基本方針C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備 美しいまちなみの形成に向け、街路樹の整備に努め、緑のネットワーク化を進める。	枯れていた街路樹の補植を行った(尾崎中央通り、那加メインロード、那加本町通り、八木山通りなど)	A	道路課
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備 公園等における植栽及び樹木の適切な管理を実施するとともに、グリーンインフラの創出を図り、誰もが利用しやすい魅力のある公園緑地の整備を進める。	危険な枯枝・枯木の剪定及び倒木処理を実施した。またつつじが丘東公園、南公園のリニューアル整備を行い、魅力のある公園緑地の整備を行った。	A	河川公園課
C1	1	各務山の整備 緑の基本計画の方針に基づき、保全緑地の確保による緑豊かな土地利用の誘導を図る。	テックフォルテ各務原1工区は計画に基づき整備を完了。	A	都市活力創造課
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援 パークレンジャー登録団体の支援を継続する。	令和6年度末64団体、1477名。活動に必要な道路の提供を行い、各団体がそれぞれの活動区域で精力的に活動を行っている。また、活動の様子を広報するため、パネル展示を開催している。	A	河川公園課
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援 環境美化活動の日を設け、市内活動団体による一斉活動を実施する。	環境美化活動の日(6月第3日曜日)に「環境美化一斉活動」を開催。当日または別日に市民団体、学校、事業所など13団体、941名が参加した。	B	環境政策課
C1	4	緑化率の向上 開発指導要綱に基づき、接道緑化率5割、敷地内緑化率1割を超えるよう緑化率の向上を図る。	対象全てにおいて左記の緑化率を満たす計画となるよう指導を行った。	A	都市計画課
C1	5	道路、河川の一斉清掃 8月の道路ふれあい月間において清掃活動を、また10月第4日曜日を統一実施日として木曾川河川敷において、市民ボランティア参加による一斉清掃を実施する。	道路ふれあい月間の清掃活動:0.1t 河川清掃:0.16t	A	建設管理課
C1	6	活動材料の提供や人材育成支援 市内の各種団体に緑化推進委員会等の補助を利用した必要な資材等の提供や、情報提供をする。	市内の各種団体に資機材等の提供や情報提供をした。 団体等活動実績数 12件	A	農政課
C1	7	森林の整備 育成天然林整備を関係者の協力を得て実施する。	育成天然林整備を関係者の協力を得て実施した。(5ha)	A	農政課
C1	8	遊休農地の活用 遊休農地を活用するために、担い手の育成と利用集積を図る。	農業委員・農地最適化推進委員と共に遊休農地の調査をおこなとともに、農地中間管理機構を通じて農地の貸借の推進と利用集積に努めた。(担い手等への集積面積 287ha)	B	農政課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C2	1	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策地域推進計画を推進し、市民、事業者と協働で地球温暖化防止活動に取り組む。	地球温暖化対策地域推進計画、地球温暖化対策実行計画に基づき取組を推進した。 例)・事業者と環境創出協定を締結し、温室効果ガスの発生抑制対策に取り組んでいる。 ・ごみの分別や緑ごみの拠点回収を実施し、焼却ごみの減量に取り組んでいる。	A	環境政策課
C2	2	優良事業所の紹介	市内の事業所から排出される一般廃棄物の資源化、減量化及び環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所の取組内容を広く周知し、支援を行う。	優良事業所として認定した事業所の取組内容をホームページに掲載した。	A	環境政策課
C2	2	企業の省エネへの取り組みを促進	市内の事業所(主に工場など)への省エネルギーの具体的な方法・診断の活用の呼びかけや、国・県や各種支援機関の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の周知、案内を行う。 さらには、国の省エネルギーに資する補助金の採択事業者に対し、上乗せ補助金を交付する。	市内事業所に対し、必要に応じて国・県や各種支援機関による支援制度や補助制度等の案内を行うとともに、国の省エネ補助金の採択事業者に対し、上乗せ補助金を交付した。 また、中小機構と連携して、脱炭素化セミナーを実施した。	A	産業政策課
C2	2	エコライフの啓発	各種イベント等において、エコライフについての啓発活動を行う。	各種イベント等においてエコライフについての啓発活動を行った。	A	環境政策課
C2	2	水道水のムダ使い(漏水)解消	検針の際に宅内漏水が疑われる場合は、水道使用者に注意喚起と対応を促す。	検針時に漏水が疑われる場合は、市の指定事業者一覧表とともに使用者の方へお伝えしている。使用者の方に直接伝えられない場合は電話連絡を行っている。 漏水通知(直接伝えた)件数:1,300件 漏水減免申請件数:510件	A	水道総務課
C2	3	庁舎内電力消費量の削減	設備機器の更新時に省エネ機器を採用し電力使用量の削減を行う。	産業文化センター4,8階照明のLED化を実施し消費電力を削減した。	A	管財課
C2	3	軽装勤務の通年実施	庁内掲示板を通じて職員へ周知する。 1年間を通して軽装勤務を実施していることを庁内に掲示し、来庁者にも理解を求める。	職員への周知や来庁者への理解に努めた。	B	人事課
C2	3	本庁舎の温度管理の適正化	空調によるエネルギー負荷を減少させるため、本庁舎の設定温度を適正に保つ。	空調の温度管理を徹底した。また不要な空調設備の運転が無いよう、運転状況の確認を徹底した。	A	管財課
C2	3	保育所・子ども館での網戸活用	市内の保育所および子ども館において網戸を活用し、健康に配慮しつつ、空気の入替えを行う。施設の改修時には、網戸の設置に努める。	各施設の網戸を活用し、健康に配慮しつつ、空気の入替えを行うことができた。	A	子育て応援課
C2	3	事務所内の照明のLED化	各課署所の照明を通常の蛍光灯からLEDのものに換え、消費電力の削減に努める。令和6年度はみどり坂出張所の照明を改修工事にてLED化する予定。	みどり坂出張所の照明をLEDに取り換えた。(消防側:事務室、食堂、トイレ、廊下、洗面台、SC側:湯沸室) 北分署の照明をLEDに取り換えた。(1階洗面台、食堂棚下灯)	A	総務課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C2	3	体育施設 夜間照明 タイマー の管理	小中学校などの体育施設の 夜間照明灯などをタイマー管 理し、不要時の省エネ化を図 る。	管理人が常駐しない市内中学校8校全 ての屋外運動場の夜間照明灯につい て、照明の消し忘れ防止のため、利用 時間外はタイマーにより自動消灯する 機能を備えており、省エネ化を図って います。	A	スポーツ課
C2	3	体育施設 の照明の LED化	体育施設照明のLED化を進 め、消費電力の削減を図る。	令和6年度末において、全地区体育 館、弓道場及び市民プール管理棟の照 明がLEDとなっています。今後、体育 施設及び学校開放グラウンド夜間照明 を順次LED化する計画です。	A	スポーツ課
C2	4	エコカー 購入の啓 発	各種イベント等において、高燃 費効率や低公害車など環境 性能の高い自動車(エコ カー)についての啓発を行う。	タイヤ空気圧チェックイベント(参加者 合計11名)において、エコカーについ ての啓発を行った。	A	環境政策課
C2	4	環境に配 慮した公 用車の導 入	公用車の更新時には、必要に 応じて小型貨物車から軽自動 車への変更を検討し、併せて 電動車や排出ガス及び燃費 性能の優れた環境負荷の少 ない車両に買い替える。	更新車両のうち、小型貨物車を軽自動 車に変更したほか、2台のHEV車を導 入し、環境に配慮した。	A	管財課
C2	4	クリーン エネル ギーの活 用促進	各種イベント等において、ク リーンエネルギーの活用につ いての啓発を行う。	各種イベント等において、クリーンエネ ルギーの活用についての啓発を行っ た。	A	環境政策課
C2	4	クリーン エネル ギーの活 用促進	太陽光発電設備設置校(12 校)について、発電状況を児 童・生徒等がモニターで確認 でき啓発に努めている。	設置した学校の定期点検を実施しまし た。問題なく発電できており、クリーンエ ネルギーとして活用されていることを周 知できた。	A	学校施設課
C2	4	浄配水施 設の更新 における 効率の高 い機器、 制御方法 等の選定	ポンプ、制御盤等の浄配水施 設の更新にあたり、効率の高 い機器、制御方法等を選定 し、エネルギー効率の向上を 図る。	鵜沼東受水池の送水ポンプについて、 運用方法の見直しを行った結果、消費 電力量を約14%削減することができ た。	A	水道施設課
C2	4	公共工事 での省エ ネ材料の 活用	「各務原市における環境に配 慮した建設工事の推進に関 する要綱」に基づき、グリーン購 入対象の建設資材や再生資 材など省エネタイプ製品の積 極的な活用を促進すること により、公共工事における環 境負荷の低減を図る。	公共工事を所管する部署において、要 綱を踏まえた特記仕様書の作成など、 請負業者に対し環境負荷を低減するた めの省エネタイプの製品の使用を促進 した。	A	企画政策課
C2	4	徒歩・自 転車通勤 の奨励お よびノー カーデー の実施	ノーカーデーの実施について 庁内掲示板等を通じて職員 へ周知する。	ノーカーデーの実施について職員に周 知した。	B	人事課
C2	4	歩行者・ 自転車に やさしい 道路整備	「安心して歩くことができる」 「楽しく歩くことができる」とい う“まちなみづくり”のため歩 道の整備を進める。また、歩 道に加え、自転車道または自 転車通行帯の整備を進める。	那816号線(約300m)、那813号線 (約60m)、鵜941号線(約60m)、蘇 北396号線(約60m)に歩道を整備し た。	A	道路課

基本方針C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C2	4	交通渋滞緩和のための道路整備	道路の交差点部における右折車線の設置及び幅員の狭隘部を拡幅することにより、交通渋滞の緩和に努める。	那616号線、稲803号線交差点部に右折レーンを設けるための道路詳細設計を行った。	A	道路課
C2	4	サイクリングロードの整備	国、県及び関係市町と連携し「木曾川上流域自転車整備活用推進会議」において、自転車道の整備・運営・管理の充実を図る。	これまで以上に広域ネットワークの形成を図るため、「木曾川上流域自転車整備活用推進会議」を他協議会と統合し、新たに「木曾川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり協議会」が発足した。	A	都市計画課
C2	4	公共交通の利用促進	各務原市地域公共交通計画に基づき、鉄道、路線バス、ふれあいバス等、本市に係る全ての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを確保する。	令和6年10月にチョイソコかわしまが運行を開始。令和7年4月の路線バス改正、ふれあいバス改正に向け関係者と協議した。	A	商工振興課
C2	4	エコドライブの推進	庁内掲示板等により職員へ周知する。	職員を対象とした交通安全講習会で周知したほか、中央管理室での鍵の貸出の際、安全運転とエコドライブについて呼びかけた。	A	管財課
C2	4	自然エネルギーの積極的活用	新特別支援学校の整備にあたり、太陽光発電設備を設置するなど自然エネルギーを活用する。 新総合体育館・総合運動公園の整備にあたり、自然エネルギーの利用について、積極的に取り入れるよう検討する。	新特別支援学校に容量20kWの太陽光発電設備を設置した。 新総合体育館総合運動防災公園の整備にあたっては、要求水準書に「自然エネルギーの活用等を積極的に導入する提案を行うこと」と記載した。	A	教育施設整備推進室
C2	5	エコドライブの推進	各種イベント等において、参加者にエコドライブを呼びかける。	各種イベント等においてエコドライブを呼びかけた。	A	環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C3	1	大気環境の保全	岐阜県が市内に設置してある大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握する。また、岐阜県より大気汚染注意報、緊急警報及び微小粒子物質(PM2.5)の注意喚起が発せられた場合には、市の関係機関と連携して、防災無線や市ウェブサイト等で速やかに周知する。	市内に設置してある大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握した。	A	環境政策課
C3	2	水環境の保全	市内の河川や池等において水質を測定し、水質の把握に努める。また、ゴルフ場周辺の池において農薬汚染の有無を監視する。 水質(地下水含む)の測定結果の概要は広報紙に掲載し、市民に周知する。	規定測点にて水質測定を行い正常値内であることを確認した。また、市内にあるゴルフ場周辺池において農薬汚染が無いことを確認した。水質測定結果の概要については、広報紙に掲載して市民に周知をはかった。	A	環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C3	3	水環境の保全	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進めていく。 また、面整備施工の当該年度での説明会に加え、概ね整備着手の2～3年前に事業概要説明会を開催するなどの普及活動を行い、早期接続していただけるよう努めていく。	国庫補助を活用し、積極的な下水道整備を実施した。 工事説明会(整備当年度に実施)を7月に実施し、来年度の供用開始に向けて接続をお願いした。 その他、既に供用開始済みの区域内で未接続の家庭を訪問(266件)し、早期接続の依頼を行った。	B	下水道課
C3	3	水環境の保全	対象となる区域において、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。また、環境への負荷が大きい単独浄化槽からの切替を促進するために、その撤去費用や宅内配管工事費用の補助を実施する。	浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付した。 ・浄化槽設置整備補助金交付件数:43基 ・単独浄化槽撤去補助金交付件数:4基 ・汲み取り槽撤去補助金交付件数:1基 ・宅内配管工事補助金交付件数:5基	A	環境政策課
C3	4	適切なし尿処理	クリーンセンターに搬入された生し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理するため、設備の維持補修を実施し、環境基準に適合した排水を行う。	計画的な維持補修工事を実施し、し尿浄化槽汚泥の適切な処理に努めた。 BOD=5.5mg/ℓ SS=20mg/ℓ ノルマルヘキサン抽出物質=0.7mg/ℓ ヨウ素消費量=7mg/ℓ(R7.5.6採水)	A	クリーンセンター
C3	5	薬剤の適正利用	公共施設の病害虫等防除においては、総合的有害生物管理のもと薬剤の適正利用を図る。	道路側溝内の衛生害虫や不快害虫の発生を抑制するため、錠剤散布による消毒を実施することで良好な環境衛生の保持に努めた。 ・川島地区で6月1日～6月10日実施 ・各務原地区で自治会長等からの要望に応じ個別に錠剤散布(7回)	A	環境政策課
C3	6	犬の登録と狂犬病の予防	狂犬病予防法により義務付けられている犬の登録を実施し、犬の所有者に鑑札を交付する。また、狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所・獣医師会と連携し、集合注射を実施する。	4月に市内24箇所を巡回し、犬の登録と狂犬病予防注射を実施した。9月に未実施の犬の所有者に注射の督促を行った。 ・登録数 7362頭 ・予防注射数 6529頭	A	環境政策課
C3	7	ペットの飼育指導	犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行う。	市民からの通報や相談により、犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行った(22回)。また、広報紙を通じて適正な飼育の周知を行った(5回)	A	環境政策課
C3	8	特定外来生物の防除	特定外来生物であるアルゼンチンアリによる被害を防止するため、市民や関係機関と連携し、防除を行う。鶉沼東部地区については、地元自治会と協働して防除活動を実施し、アリの個体数の減少と生息区域の拡大防止を図る。鶉沼大安寺地区及び小佐野地区では根絶を図るための防除を実施する。	鶉沼東部地区では自治会や関係機関と協働で6月と9月に一斉防除を実施したほか、生息範囲の外縁部での防除等を実施。大安寺地区では職員による防除を実施。小佐野地区では4～10月まで一斉防除、その後は職員による道路防除を実施した	A	環境政策課

基本方針C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果(具体的数値等)	評価	担当課	
C3	8	特定外来生物の防除	檻の貸し出しや業者に業務委託して、特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の駆除を実施する。	檻の貸し出しを行い、駆除を実施した。 アライグマ 21件 ヌートリア 5件	A	農政課
C3	9	航空機騒音の常時監視	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定し、常時監視を行う。	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、航空機騒音の常時監視を行った。	A	環境政策課
C3	10	主要道路の騒音測定	交通センサスで指定されている13路線を対象とし、年間2～3路線の騒音測定を行い、5年間で全ての路線の測定を行う。	計画に基づき、11月に道路騒音測定を実施した。	A	環境政策課
C3	11	特定工場等に対する指導	特定工場等(特定施設)や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行う。	特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行った。	A	環境政策課
C3	12	騒音・振動・悪臭対策の推進	市民からの騒音・振動・悪臭に関する申し立てがあった場合、現地を確認し、必要に応じて測定を行い、その結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整や法令に基づく指導等を行う。	市民からの申し立てを受け、騒音、振動、悪臭の測定を行った。また、測定結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整を行った。	A	環境政策課
C3	13	地下水の保全	地下水の水位を年2回、地下水懇談会会員等の協力も得て測定し、水位の増減を示す水文調査に活かす。水質についても年2回測定し、硝酸性窒素汚染区域を把握するとともに水質の保全に活用する。また、「砂利採取事業等指導要綱」に基づき、砂利採取事業の規制区域を設け、地下水の保全対策を行う。	地下水の水位を年2回以上測定し、水文調査に活用した。水質についても年2回以上測定し、PFOS・PFOAや硝酸性窒素等の分布状況を把握するとともに水質の保全に活用した。また、砂利採取事業の規制区域を設け、地下水の保全対策を行った。	A	環境政策課
C3	14	農薬使用の抑制	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、農薬使用の抑制促進を図る。	市広報紙5/15号に啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図った。	A	農政課
C3	15	有害科学物質による環境汚染の状況監視	市内のゴルフ場周辺池(3箇所)で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定する。	市内のゴルフ場周辺池(3箇所)で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定した。	A	環境政策課
C3	16	ぎふクリーン農業の推進	市園芸振興会各部会講習会等において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図る。	市園芸振興会各部会において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、クリーンな農業の推進を図った。	A	農政課
C3	17	農産物への農薬使用低減の推進	岐阜県農林事務所等と連携し、農産物への農薬使用低減に関する情報を提供する。	岐阜県農林事務所と連携し、農家に赴いて、農薬使用低減についての情報提供と助言指導を行った。	A	農政課
C3	18	農薬安全使用の啓発	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、農薬安全使用の普及および促進を図る。	市広報紙5/15号に啓発記事を掲載し、農薬安全使用の普及および促進を図った。	A	農政課
C3	19	堆肥の活用への支援	堆肥を作った人から提供できる旨の情報が入れば、農家へその情報を提供する。	堆肥を提供できる旨の情報がなかった。	C	農政課

第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス(CO₂等)削減に向けた具体的な行動を示す計画です。

本市においては第四次計画が2024年3月に策定され、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減する中期目標と、2050年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で実質ゼロとする長期目標を設定しました。

目標達成のために本市の計画では5つの施策体系(環境意識、家庭の取り組み、事業所の取り組み、廃棄物対策、自動車対策、吸収源対策)の展開をしていくことなどが定められています。

第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第21条に基づき、各自治体が京都議定書達成計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。計画のなかでは、計画期間、地方公共団体の目標、実施しようとする措置の内容、その他実行計画の実施に関し必要な事項を定めるものとされています(第21条第2項)。

本市では2023年度に「各務原市地球温暖化対策実行計画」を改訂し、市が率先して行動することにより削減が可能なものと、廃棄物の処理過程により排出されるもののよう、市独自では削減困難なものを区分して、2030年度までに2013年比でそれぞれ46%、30%削減することを目標としています。

表1-3-1 各務原市地球温暖化対策実行計画(計画期間2018~2030年度)
における実績

項目〔単位〕	2013年度 (基準)	2024年度 (実績)	増加率	2030年度 削減目標
			2013年度比(%)	
合計	5,2804	44,973	△14.8	△21.0
業務その他部門から排出される エネルギー起源CO ₂ 排出量[t-CO ₂]	19,764	13,853 239	△29.9	△40.0
運輸部門から排出される エネルギー起源CO ₂ 排出量[t-CO ₂]	239	25,256 9,118	0.0	△28.0
廃棄物の焼却から排出される エネルギー起源CO ₂ 排出量[t-CO ₂]	23,645	5,242	6.8	△14.0
廃棄物の焼却量[t]	8,536	9,118	6.8	—
廃棄物処理部門から排出される エネルギー起源CO ₂ 排出量[t-CO ₂]	8,794	260	△40.4	—
CH ₄ (メタン)排出量[t-CO ₂]	81	44,973	50.2	△12.3
N ₂ O(一酸化二窒素)排出量[t-CO ₂]	279	13,853	△7.5	△6.1
HFC(ハイドロフルオロカーボン) 排出量[t-CO ₂]	2.45	239	17.9	—

第4節 各務原市環境市民会議

地球環境問題を各務原地域の身近な問題として捉え、地球環境保全及び持続可能な社会に向けた取組に関する施策に、市民の自立的・行動的な意見を反映するため、「各務原市環境市民会議」を設置しています。

市民会議は、学識経験者・事業者・市民等を委員として組織し、令和6年度は計1回の会議を開催しました。

会議では以下の事項について報告するとともに協議を行いました。

【令和6年8月29日(木) 第1回会議】

<報告・協議事項>

- ・ 令和5年度環境基本計画に係る実行計画の達成状況について
- ・ 令和6年度環境基本計画に係る実行計画について

<主な意見>

- ・ 岐阜市では、生ごみ減量カードが配布される。カードと身分証の提示でコンポストが半額で買える。そういった仕組みがあるといいと思う
- ・ 令和5年度レジ袋購入率が12.1%で、環境報告書内には辞退率が87.9%だったが、段ボールをもらう人もいるため実際のレジ袋購入率はもう少し低いのではないかと考える。
- ・ ごみ袋にごみの減量化にご協力ください、という記載がある市もある。ごみ袋の印刷を工夫することも、ごみの減量には効果的ではないか。またごみ袋にQRコードを載せてPRを掲載するもの良いと考える。
- ・ プラスチック資源循環促進法が施行されたが、各務原市の場合はプラごみも助燃剤になっているため一概には言えないが、いずれはその方向で検討していかねばならないかと思う。

各務原市環境市民会議名簿(令和6年度)(敬称略)

(学識経験者)

北川 リツ	環境カウンセラー
水野 友有	中部学院大学准教授

(団体代表者)

田中 露美	各務原市生活学校
野中 好子	各務原市子ども会育成協議会

(事業所代表)

竹中 雄司	岐阜車体工業株式会社
荻谷 まゆみ	イオンリテール株式会社

(市民代表)

五島 伸治
黒井 美嘉
野村 かおり

第5節 環境保全協定(公害防止協定)

公害防止協定については、岐阜県公害防止条例(第 67 条の 2)のなかで「事業者は、県又は市町村から、公害防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならない」と定められていることから、市では、この条例の規定に基づき、下記の事業者と公害防止協定を締結しています。

表1-4-1 公害防止協定等締結事業所

締結年月日	事業者名	締結年月日	事業者名
昭和 52 年 8 月 2 日	岐阜木材流通団地(協)	昭和 58 年 3 月 7 日	フジミインコーポレーテッド
昭和 58 年 3 月 7 日	カルビー(株)	平成 6 年 8 月 26 日	SANEI(株)
平成 11 年 9 月 1 日	(株)MTK		

【環境創出協定】

地域の環境保全を目的とし、騒音・振動等に関し協定基準などを定める従来の公害防止協定的要素に加え、地球環境保全の見地から、廃棄物の削減目標や温室効果ガスの発生抑制対策などについても定める協定です。この協定は、事業者と県、市(地元自治体)の三者で締結され、一層環境負荷の低減を目指すとともに豊かで快適な環境の創出を目的としています。

表1-4-2 環境創出協定締結事業所

締結年月日	事業者名
平成 16 年 8 月 23 日	岐阜プラスチック工業(株)

※協定期間令和 7 年 8 月迄(3 年更新)

第6節 環境啓発・環境学習

1. こども環境チャレンジ宣言

子どもたちが環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組むきっかけをつくるために、市内全小学生を対象に「こども環境チャレンジ宣言」として、環境保全のために取り組むスローガンや環境にまつわる川柳、そして、家庭での「環境活動」の取り組みについて募集したところ、令和6度は 484 通の応募がありました。

審査の結果、優秀賞 3 作品・奨励賞 15 作品を選びました。優秀賞の作品、作者は下記のとおりです。

こども環境チャレンジ宣言・優秀賞

- ・ 「にくじゃがが 明日はコロケ 次の日カレー」
堀部 汎那さん(鵜沼第三小4年)
- ・ 「ごみだしは パパとあるいて なかよくおしゃべり」
杉山 花瑠さん(蘇原第一小1年)
- ・ 「エコバック しぜんとしぶん いい気持ち」
- ・ 越智 みかこさん(蘇原第二小6年)

2. こども環境教室

次世代を担うこどもたちが環境問題に関心をもつきっかけとするとともに、夏休みなどを利用して環境に関する研究の取組み方法を学んでもらうために開催しています。

令和6年度は、水辺の環境(7月15日開催。参加者15名)、水生生物(7月15日開催。参加者30名)、地球環境(7月31日開催。参加者12名)をテーマに各教室を開催しました。



3. 出前講座

「環境教育等促進法」(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)第9条では、国や自治体は「国民がその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」と定めています。

これを受け、市では、こども環境教室を夏季に開催しているほか、生涯学習まちづくり出前講座「親子で取り組もう生活排水対策」や「地球温暖化ってなに？」などのメニューを用意しています。

4. 環境まなびサイトの充実

子どもたちに地域素材を扱った資料を提供することで、興味や関心を一層喚起し、体験学習につなげることや市民へ環境に関する情報を発信することを目的に、環境まなびサイトを運営、データ更新をしました。

環境まなびサイトのページ(市の公式サイトからもご覧いただけます)

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/1001508/index.html>

5. 環境月間の取組み

環境月間である6月には親子環境教室を3開催し、親子で環境について学べる講座や講演会を実施しました。

6. こども環境賞

次世代の環境人づくりを目的とし、教育委員会が実施する「各務原市小中学校科学作品展」出展作品のうち、環境をテーマとした優れた取組みを行った5作品(5人)を「こども環境賞」として表彰しました。

第2章 環境の現状と対策

第1節 大気環境

大気汚染 5 物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)の常時測定を蘇原中央町の観測所で行っています。

- ・ 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果(令和6年度)
二酸化硫黄は燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって発生する無色の気体です。刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。
観測の結果、日平均値が 40 ppb(ppb=10 億分の 1)を越えた日が 2 日以上連続せず、かつ日数が 0 日で年間の 2 %以下であり、環境基準を達成することができました。
- ・ 二酸化窒素(NO₂)の測定結果(令和6年度)
二酸化窒素は燃料などに含まれる窒素分の燃焼で発生する赤褐色の気体で、二酸化硫黄と同様に刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。
観測の結果、通年の日平均値の 98 %値が 10ppb であり、40~60 ppb のゾーン内またはそれ以下であるため、環境基準を達成することができました。
- ・ 光化学オキシダント(O_x)の測定結果(令和6年度)
紫外線の光化学作用により、大気中の炭化水素や窒素化合物から生成される、強酸化性物質。目やのどの痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。
環境基準は測定値(1 時間値)が「60 ppb 以下」ですが、残念ながらこの値を超える測定値が観測されたため、環境基準を達成することができませんでした。
- ・ 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果(令和6年度)
大気中に浮遊しているばい塵や粉塵など粒子状の物質を浮遊粉塵といいます。このうち大きさが 10 μm(1 μm は 1 mm の千分の 1)以下のものを浮遊粒子状物質といいます。測定値の年平均は 11 μg/m³で、環境基準の 100 μg/m³を大きく下回っており、環境基準を達成することができました。
- ・ 微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定結果(令和6年度)
大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子のことで、前述の浮遊粒子状物質より小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。
年平均値は 5.9 μg/m³で環境基準の 15 μg/m³であり、かつ日平均値の98%値が 18.9 μg/m³で環境基準の 35 μg/m³であり、環境基準を達成することができました。
大気の観測の結果、大気汚染 5 物質のうち光化学オキシダントについて環境基準を達成できていませんでした。私たちそれぞれが心がけ、原因物質である排ガス低減に努めることが求められています。

第2節 水環境

1. 河川

市内主要河川で工場、生活排水による水質汚濁と、魚類など生物への影響の状況を監視・測定しています。

令和6年度は、水の有機的な汚れ具合を示す指標である生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)について、全ての観測地で環境基準を達成することができました。

- ・ BOD

水中の汚れ(有機物)を分解する細菌が必要とする酸素の量。数値が高いほど水が汚れています。

※「BOD 75 %値」(全データのうち75%以上のデータが基準値を満たすかどうかで評価)で判定

表2-2-1 BOD 測定結果

単位:mg/l

水域・地点	基準値	令和5年度	令和6年度
木曾川上流(川島大橋)	2.0 以下	0.8	1.0
新境川上流(東泉橋)	3.0 以下	1.6	2.1
新境川下流(応連寺橋)	5.0 以下	1.3	1.3
新境川下流(木曾川合流前)	5.0 以下	1.2	1.7
境川上流(岩地橋)	5.0 以下	1.0	1.0

※値は各地点の75%値

表2-2-2 浮遊物質測定結果

単位:mg/l

水域・地点	基準値	令和5年度	令和6年度
木曾川上流(川島大橋)	25 以下	1.2	1.8
新境川上流(東泉橋)	25 以下	3.3	3.8
新境川下流(応連寺橋)	50 以下	1.9	2.4
新境川下流(木曾川合流前)	50 以下	2.5	2.8
境川上流(岩地橋)	50 以下	4.0	2.9

※値は各地点の平均値

- ・ 浮遊物質(SS)

水中に浮遊する物質。数値が高いほど水が汚れています。

河川の水質汚濁は、家庭から未処理で流される生活雑排水が主な原因です。河川の自浄能力を超えて汚濁物質が流入すると、水中の酸素が不足し、魚など生物が住めない河川となってしまいます。調理くずなどの流出防止や油の適正な処理、洗剤の適量使用などを心がける必要があります。

2. 地下水

地下水についても、市内全般で水質の監視・測定を行なっています。

測定の結果、地下水の環境基準のうち、有機溶剤であるトリクロロエチレン(環境基準は1 Lあたり0.01 mg以下)、テトラクロロエチレン(環境基準は1 Lあたり0.01 mg以下)、四塩化炭素(環境基準は1 Lあたり0.002 mg以下)については各1地点で環境基準を達成することができませんでした。

現在のところ、いずれの地点でも汚染の大きな広がりはありませんが、今後も引き続き地下水の監視・測定を行っていきます。

また、PFOS・PFOAについては、県と連携した継続モニタリング調査(年2回)及び市単独での市内全域調査(年1回)を実施しました。



図 2-2-1 各務原市の地下水質図

3. その他池沼等

ゴルフ場周辺の3池(持田池、北山池、寒洞池)で、チウラム(環境基準は1 Lあたり0.006 mg)、シマジン(環境基準は1 Lあたり0.003 mg)などの農薬が人の健康の保護に関する環境基準を超過していないことを確認しました。(結果は3池とも不検出)

第3節 騒音・振動

騒音に係る環境基準(以下「一般環境騒音」という。)及び航空機騒音に係る環境基準(以下「航空機騒音」という。)の地域類型指定に伴い、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。



図2-3-1 一般環境騒音測定地点図

表2-3-1 令和6年度一般環境騒音測定結果

A. 道路に面しない地域

単位: dB

測定地点 (地域類型) 時間帯/音圧レベル		神明神社 (那加西市場 町5丁目) (A)	神明神社 (蘇原島崎町 4丁目) (B)	八幡神社 (蘇原興亜町 4丁目) (C)	天神神社 (上中屋町 3丁目) (C)					
		測定日	6月20日	6月20日	6月20日	6月20日				
昼 間 1	EQ	39.1	40.4	48.1	38.3					
	(50%)	(34.9)	(39.7)	(47.6)	(37.9)					
昼 間 2	EQ	44.9	42.5	47.7	39.3					
	(50%)	(40.4)	(37.4)	(46.9)	(38.7)					
環境基準値		適・否	55	○	55	○	60	○	60	○

※地域類型 A:専ら住居の用に供される地域

地域類型 B:主として住居の用に供される地域

地域類型 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

B. 道路に面する地域

B-1. 自動車騒音測定結果(適否)

路線名	年度	測定地点	等価騒音レベル(dB)			
			時間 区分	調査 結果	環境 基準	適合 状況
岐阜各務原線	6	那加新田町	昼間	71	70	×
			夜間	63	65	○
岐阜那加線	6	那加日新町	昼間	62	70	○
			夜間	55	65	○
長森各務原線	6	各務おがせ町	昼間	69	70	○
			夜間	63	65	○
下中屋笠松線	6	神置町	昼間	55	70	○
			夜間	49	65	○
一宮川島線	6	川島渡町	昼間	66	70	○
			夜間	59	65	○
一宮川島線	5	川島河田町	昼間	66	70	○
			夜間	58	65	○

B-2. 環境基準達成状況の評価結果

路線名	評価区間 延長 (km)	対象住居等 戸数	昼夜とも基 準値以下	昼のみ基 準値以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値超
岐阜各務原線	2.9	524	515	0	9	0
岐阜那加線	1.0	27	27	0	0	0
長森各務原線	6.5	277	277	0	0	0
下中屋笠松線	1.5	40	40	0	0	0
一宮川島線	2.4	343	343	0	0	0

※平成 24 年度より測定方法が面的評価に変更になった。

表2-3-2 令和6年度航空機騒音測定結果

A. 航空機騒音調査地点

測定地点 (地域類型)	測定期間		Lden (dB)	1 週間の機数					環境 基準 (dB)	適・否
				N1	N2	N3	N4	合計		
那加中央保育所 (I)	春季	5/24 ~ 5/30	57.6	0	111	3	0	114	57	×
	秋季	10/19 ~ 10/27	59.4	0	232	0	0	232		×
水道事業庁舎 (II)	春季	6/12 ~ 6/18	61.8	1	234	2	0	237	62	○
	秋季	10/3 ~ 10/9	59.0	0	147	3	0	150		○
陵南福祉センター (II)	春季	6/1 ~ 6/10	54.9	3	396	12	1	412	62	○
	秋季	10/11 ~ 10/17	60.3	0	233	0	0	233		○

※N1 は 0 時から 7 時まで、N2 は 7 時から 19 時まで、N3 は 19 時から 22 時まで、N4 は 22 時から 24 時までの航空機の機数である。

B. 航空機騒音測定結果(於:市役所屋上。地域類型II)

年度	Lden(dB)	年間の合計機数					日平均機数					環境 基準 (dB)
		N1	N2	N3	N4	合計	N1	N2	N3	N4	合計	
令和6年度 測定日数	平均 最小~最大	N1	N2	N3	N4	合計	N1	N2	N3	N4	合計	62
(年間集計) 365 日	64.6 25.8~74.4	2	8,154	82	4	8,242	0	22.4	0.2	0	22.6	×

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、各飛行機の騒音の、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを計測したもので、飛行騒音のみでなく、地上騒音(航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など)も評価の対象としています。現在、国際的に主流な評価方法となっており、平成 25 年度より今までの WECPNL より変更されました。

第4節 化学物質対策

環境大気中のダイオキシンの測定を那加地区、川島地区の2箇所で実施しました。測定結果は下表のとおりでいずれの地点でも、環境基準を満たしています。

表2-4-1 環境大気中のダイオキシン測定結果

単位:pg-TEQ/m³

測定地点	測定期間	毒性等量	基準値
鵜沼市民サービスセンター	11/25. ~ 11/26	0.0069	0.6 以下
稲羽ふれあいセンター	11/25 ~ 11/26	0.0057	0.6 以下

※基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

第5節 浄化槽の整備

1. 浄化槽設置整備事業補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に関する費用の一部を補助するものです。

専用住宅及び併用住宅で、設置後の維持管理の責任が明らかになっている50人槽以下の浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しました(建売住宅は除く)。

平成13年度に補助制度ができ、平成27年度からは、環境への負荷が大きい単独浄化槽撤去費用の一部補助を行うことで、また令和4年度からは、くみ取り槽撤去費用及びくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費用の一部補助を新たに設け、単独浄化槽及びくみ取り槽から合併浄化槽への切替えを促進しました。

- ・ 令和6年度浄化槽設置基数85基

内補助実績 43 基(補助実績以外の浄化槽は、住宅以外、補助区域外等のもの)

内 5 人槽 35 基

6~7 人槽 8 基

8~50 人槽 0 基

内 単独浄化槽撤去費用補助 1 基

内 くみ取り槽撤去費用補助 4 基

内 宅内配管工事費補助 5 基

第6節 環境美化

1. 美しいまちづくり条例に基づく活動、取組み

本市では、空き缶や吸殻などのポイ捨てごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的として「美しいまちづくり条例」を、平成11年3月に制定(施行は7月)しています。条例では、ポイ捨てを禁止しているほか、犬のフンの回収義務(放置禁止)や管理する土地における雑草の繁茂の防止と清掃に努めることも定められています。

また、条例(第10条)に基づき、ポイ捨てごみの散乱等を防止するため環境美化監視員を置くことについても定められていることから、市では、市街地、主要幹線道路・観光地の沿線自治会などを中心に監視員を67名(令和6年度)委嘱し、地域における環境体制の整備にも努めています。

表2-6-1 令和6年度環境美化活動報告等件数

地域の巡回	305	雑草・樹木等	45
清掃活動	259	ペット(フン害等)	4
不法投棄	3	その他	3
合計	619	※重複あり	



2. 清掃美化

ボランティアによる地域の清掃活動の支援や、犬・猫などの小動物の死体の回収業務など地域の環境衛生の向上や美化に努めました。

表2-6-2 (参考)令和6年度環境美化活動の日参加団体

	団体名	参加人数		団体名	参加人数
1	朝日ふれあいの会	22	8	岐阜各務野高校	693
2	おがせ周辺クリーンクラブ	16	9	中部電力パワーグリッド(株)各務原営業所	41
3	つつじが丘上池クラブ	20	10	夢屋クラブ	4
4	リバーサイドオアシス クリーンフレンド	10	11	岐阜信用金庫各務原支店	23
5	野口パークレンジャー	17	12	各務原清掃株式会社	11
6	三ツ屋里山を緑にする会	15	13	岐阜プラスチック工業(株)	50
7	緑苑中環境ボランティア	19		合計	941

表2-6-3 令和6年度 犬・猫等回収実績

犬・猫などの小動物の死体の回収件数	724件
-------------------	------

第7節 環境衛生

1. 犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をおこなって狂犬病予防注射の接種率向上に努めました。

- ・ 集合注射 毎年4月に市内24箇所を巡回
- ・ 新規犬登録 661頭
- ・ 狂犬病予防注射 6,529頭

2. 道路側溝防疫剤散布

道路側溝内の衛生害虫や不快害虫(主にユスリカ)の発生を抑制するため、自主的活動によってそれらを駆除できない場所や地形的に十分な排水勾配をとることができない場所を対象に、錠剤散布消毒を実施することにより良好な生活環境の保全に努めました。



- ・ 防疫剤散布実績 延長:L=200km

3. 特定外来生物「アルゼンチンアリ」防除

アルゼンチンアリは南米原産の放浪アリで、不快害虫、農業害虫であると同時に地域の生態系にダメージを与えるため、国から特定外来生物に指定されています。

各務原市では、平成19年3月にアルゼンチンアリの生息が確認され、それ以来、地元自治会と協働して防除活動を実施してきました。



平成21年度から平成23年度は、環境省が本市で「アルゼンチンアリ防除モデル事業」を実施し、その実績として、アルゼンチンアリー斉防除マニュアルが作成されました。

平成24年度から平成26年度は、アルゼンチンアリ生息域の自治会と各務原市で設立した「各務原市アルゼンチンアリ対策協議会」により、一斉防除マニュアルにもとづき春と秋の2回、ベイト剤(えさの形をした薬剤)による一斉防除と、冬季防除を行いました。

平成27年度からは岐阜県の清流の国ぎふ森林環境基金事業補助金を活用して防除活動を継続しており、アルゼンチンアリの個体数は平成24年度当初から減少傾向にあり、防除前初期値の個体数の増加を抑え込んでいます。

4.「瞑想の森 市営斎場」の管理運営

人生の終焉の場として、荘厳かつ厳粛で、葬送にふさわしい施設環境の保持に努めました。また、火葬業務を円滑に行うため、火葬炉定期修繕工事を実施しました。

表2-7-1市営斎場等使用件数

12歳以上	1,755件	身体の一部	7件
12歳未満	3件	霊安室	31件
死産児	11件	犬猫	1,168件
胞衣及び産汚物	0件	待合室	1,151件

5.「公園墓地 瞑想の森」の管理運営

平成28年度に市民アンケートによる墓地需要予測を行った結果、承継の心配の少ない合葬墓のニーズが多くあったため、市営墓地内に合葬式墓地を整備することになりました。平成29年度に実施設計及び地質調査、平成30年度に建設工事を行い、令和元年10月より供用開始しました。

・令和6年度一般墓地新規使用許可:15区画



【一般墓地】



【合葬式墓地】

第8節 公害

環境基本法第 2 条において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう、と定められています。

公害苦情の発生件数は下表のとおりですが、市が住民にとって身近な公害苦情の窓口であることから、騒音、悪臭など近隣の事業所・事業活動からの苦情の申し立てが総数の半分をこえています。

表2-8-1 公害苦情発生件数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
大気	0	5	1	1	3
水質	11	6	3	4	9
騒音	17	25	17	19	25
振動	2	2	1	0	2
悪臭	24	12	6	8	12
その他	11	5	3	1	4
合計	65	55	31	33	55

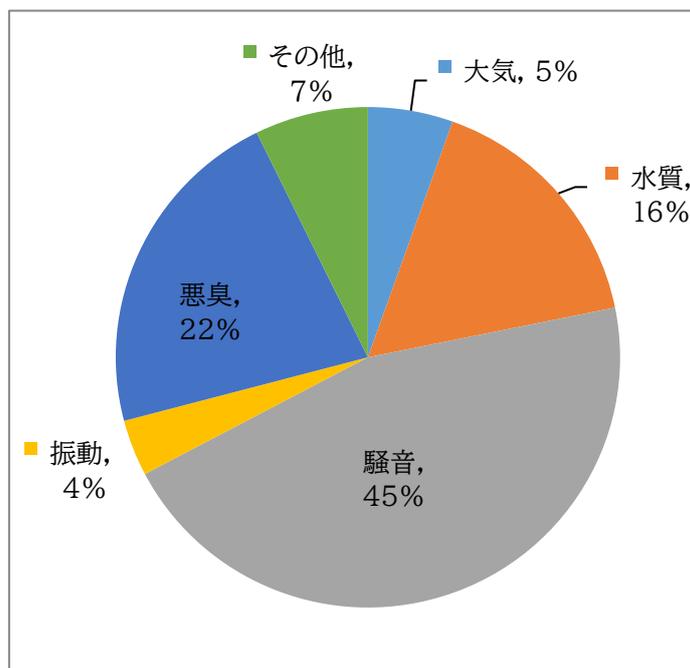


図2-8-1 令和 6 年度 公害発生苦情件数割合

第Ⅱ編 廃棄物処理

第1章 令和6年度一般廃棄物処理計画

第1節 事業年度

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

第2節 一般廃棄物の排出状況

1)計画処理区域	各務原市全域
2)ごみの排出量	39,802トン/年
3)し尿の排出量	2,546キロリットル/年
4)浄化槽汚泥の排出量	37,873キロリットル/年

第3節 ごみ処理計画

収集・運搬する廃棄物の量

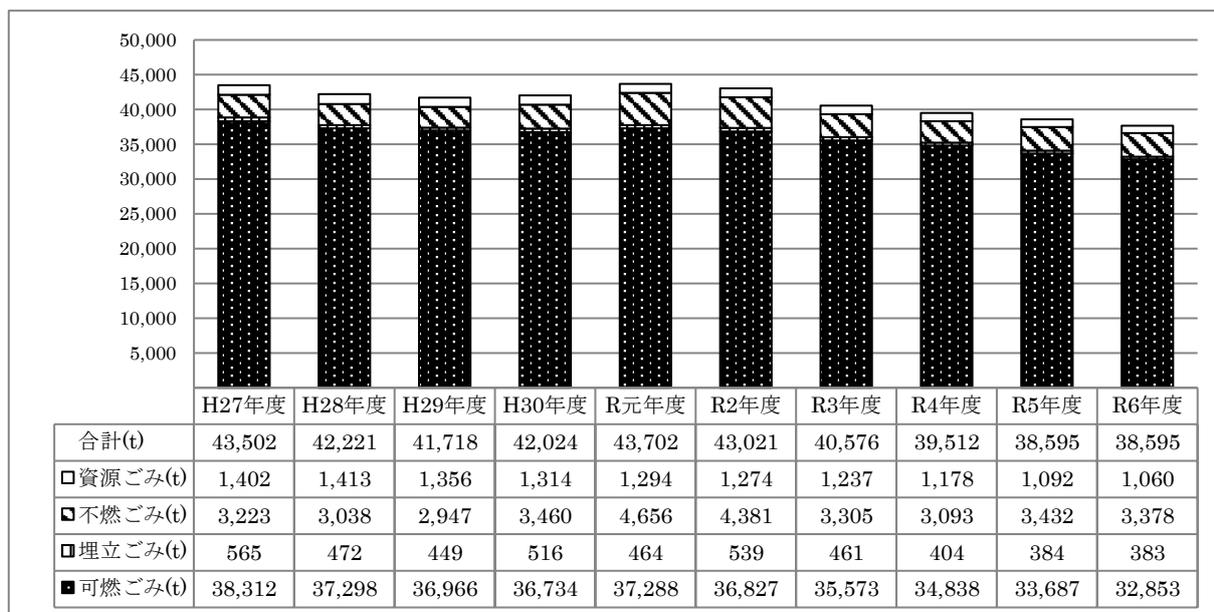
1)可燃ごみ	23,570トン/年
2)不燃・破碎ごみ	1,440トン/年
3)資源ごみ	1,020トン/年
4)有害ごみ	60トン/年
5)緑ごみ	610トン/年

第2章 ごみ処理事業

第1節 処理の現状

平成30年度までのごみ処理量は減少傾向にありましたが、令和元～2年度はコロナ禍における在宅時間の増加により一時的に増加しました。その後新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、再び減少傾向に転じています。

表・図2-1-1 ごみ処理量



第2節 ごみ処理単価

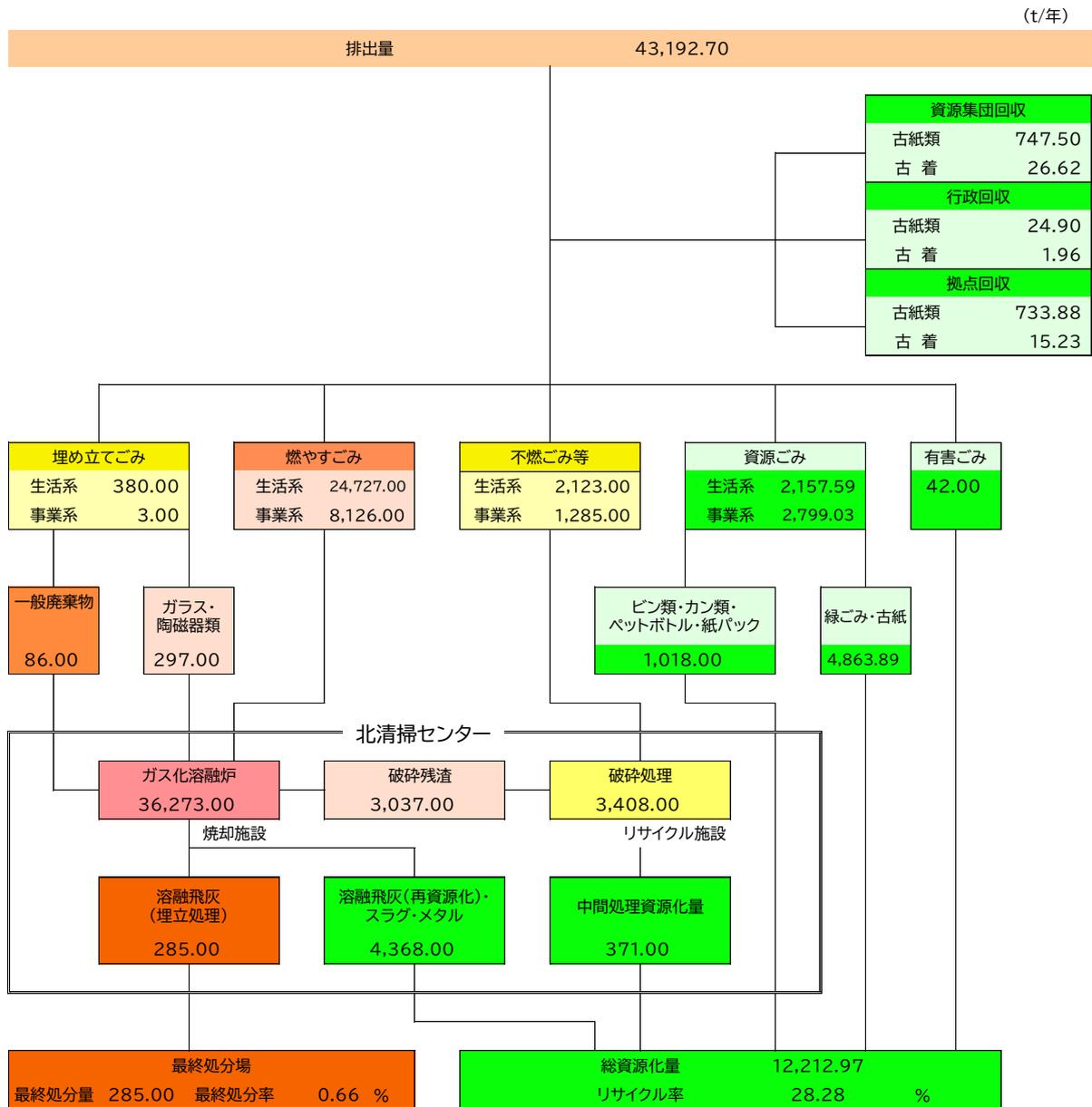
ごみ1トン当たりの処理に係る単価は以下のとおりとなっています。

表2-2-1 ごみ処理単価(令和6年度)

種 別	1トン当たりの単価
収 集	18,945 円
処 理	33,608円
合 計	52,553 円

第3節 収集処理実績(北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ)

- 令和6年度 ごみ排出量 43,192.70t ①
- 令和6年度 ごみ資源化量 12,212.97t ②
- 令和6年度 ごみ資源化率 28.28% ②÷①×100



※端数処理により合計が合わないことがあります。

第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動

1. 紙ごみリサイクル事業

平成20年度より開始した家庭から排出される可燃ごみの減量化や資源化を推進する「紙ごみリサイクル事業」に取り組みました。

この事業では、以下の3つの取り組みを行いました。

- ① 地域のPTA等が主催する資源集団回収による古紙類の定期的な回収
- ② 公共施設や大型ショッピングセンターなど35箇所に「古紙回収ボックス」の設置
- ③ 包装紙や紙箱などの「雑がみ」の回収の強化

回収量につきましては減少傾向ですが、これは、紙の需要にかかる構造的なマイナス要因（広告等の電子媒体への移行、経費削減による薄い紙へのシフト等）のほか、民間事業者による古紙回収拠点の開設によるものと考えられます。

表2-4-1 古紙回収実績

(単位:トン)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
回収実績	2,021	1,993	1,914	1,623	1,550

※古着は除く

2. 緑ごみリサイクル事業

家庭や事業所等から排出される樹木のせん定枝や落ち葉、刈り草などの「緑ごみ」の焼却処理を中止し、市内17ヶ所の回収拠点及び一部自治会において、分別回収を行いました。回収された「緑ごみ」は、市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルされます。

表2-4-2 緑ごみ回収実績

(単位:トン)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
回収実績	3,328	3,943	3,575	4,029	4,792

※市外の事業系緑ごみは除く

3. マイバッグの推進

平成 20 年度よりスタートしたレジ袋削減(有料化)事業。市ウェブサイトではマイバッグ使用の呼びかけを行ってまいりましたが、令和 2 年 7 月 1 日よりレジ袋有料化が義務化されたことで、マイバッグの利用が進みました。

なお、令和6年度末の時点で、レジ袋削減に取り組み、市の調査にご協力いただいた店舗は 12 店舗です。



レジ袋購入率 11.7%

表2-4-3 令和6度レジ袋調査協力店舗

店舗名	
アピタ各務原店	アミカ各務原店
イオンスタイル各務原インター	サンマートサカイ蘇原店
スーパーサカイ	スーパー三心那加店
スーパーマーケットバロー各務原中央店	ピアゴ各務原店
平和堂うぬま店	マックスバリュ各務原店
マックスバリュ各務原那加店	ヤマワ本店

4. 環境行動優良事業所認定事業

平成 20 年度より地域及び地球規模の環境対策、廃棄物の発生抑制やリサイクル並びにその他環境に配慮した行動を積極的に取り組んでいる市内の事業所等を「環境行動優良事業所」として認定し、その取り組み内容を市ホームページ等を通して、広く市民に周知するなど事業者の環境活動を支援しています。

表2-4-5 環境行動優良事業所認定事業者
(認定番号順)42 事業所 R7.4.1 現在

事業者名
川崎重工業株式会社 航空宇宙システムカンパニー
岐阜車体工業株式会社
天龍ホールディングス株式会社
岐阜プラスチック工業株式会社
株式会社鶴飼
エーザイ株式会社 川島工園
川崎岐阜協同組合
中部電力パワーグリッド株式会社 各務原営業所
榎本ビーエー株式会社

高安株式会社
中日本ダイカスト工業株式会社
イオンリテール株式会社 イオンスタイル各務原インター
ユニー株式会社 アピタ各務原店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原店
ユニー株式会社 ピアゴ各務原店
株式会社サンマートサカイ 蘇原店
株式会社ヤマワ 本店
生活協同組合 コープぎふ 尾崎店
株式会社コノミヤ 鶯沼店
ムトー精工株式会社
株式会社フジミンコーポレーテッド 各務原工場
日本毛織株式会社 岐阜工場
岐阜県金属工業団地協同組合
株式会社樋口製作所
株式会社イナバ印刷社
SANEI 株式会社 岐阜工場
テルモ・クリニカルサプライ株式会社
株式会社東海理機 各務原工場
那加印刷株式会社
リメイキング株式会社 各務原営業所
各務原衛生株式会社
株式会社デザインラボ
各務原清掃株式会社
各務原清掃株式会社 那加営業所
山興印刷株式会社
生活協同組合 コープぎふ 各務原支所
株式会社バロー 各務原中央店
株式会社平和堂 うぬま店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原那加店
株式会社那加自動車教習場
中日新聞那加北部専売店有限会社山田新聞店
株式会社ライフテック

表2-4-6 令和6年度 各務原市環境行動優良事業所認定事業所の活動状況

製造業者(一部抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2排出量削減のため、化石燃料を消費する蒸気ボイラー設備の更新、A 重油から都市ガスへの転換を進めている。 ・ 太陽光発電システム導入により、CO2の排出量を抑制している。 ・ コンプレッサーから出る廃熱を空調に利用し、CO2の排出量を抑制している。 ・ 温度・湿度の徹底管理をし、自動感知点滅電灯の設置をしている。またエコドライブの徹底、廃棄物の削減、ウエス・LPG・天然ガスの使用量の削減に取り組んでいる。 ・ 分別の徹底により、廃プラスチック、包装材のラップをマテリアルリサイクルしている。 ・ フォークリフトをガソリン車から電気リフトに変更し、排気ガスとCO₂の削減をしている。 ・ 外灯のLED化によりCO₂の削減をしている。 ・ 汚泥の大部分を原料化して再利用し、埋立ごみの削減をしている。 ・ 環境関連の様々な事柄をテーマに、定期的に環境啓蒙教育を実施している。 ・ 廃ビニール類は、運送効率を高めるため、圧縮梱包機で圧縮し資源回収業者に引き渡している。 ・ 製版工程で出る廃液をより少なくする機械を導入している。 ・ 廃棄物の再利用及び、原料化をしている。 ・ 工場排水が三井川に合流する地点にオイルフェンスを常時設置し、毎月オイルマットを交換している。 ・ 工場周辺の清掃活動・美化活動を行っている。
小売業者(一部抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各入口の店頭で分別回収ボックスを設置し、資源回収の推進をしている。 ・ 売り場に買い物袋持参協力の呼びかけ掲示をしている。 ・ 一部総菜商品でトレー・パックの使用から紙パックの使用に変更している。 ・ 資源回収(ペットボトル、アルミ缶、牛乳パック、白トレー)を実施している。 ・ 贈答品や郵送品などは簡易包装を推進している。 ・ 屋上緑化を行い、室内温度の上昇を抑えることで、電気使用量を抑制している。
その他業種(一部抜粋)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所・車庫内を照明器具をすべてLED化した。 ・ 地域ボランティアとして2カ月に1回会社周辺のごみ拾いを実施し、環境の保全に努めている。 ・ 廃棄物のリサイクルを推進し、埋立を2%未満にしている。 ・ 裏紙の使用や両面コピーの利用を促進し、封筒は社内メール用に利用している。 ・ 消費電力量をグラフ掲示し、節電の意識を高めた。 ・ 太陽光発電によりCO₂排出を削減している。 ・ デジタルタコグラフを全車両に搭載し、エコドライブを意識させている。 ・ 通気性に優れた制服の採用や空調服の着用により、エアコン使用時の電力消費量の削減に努めている。 ・ マイ箸、マイボトルを使用している。 ・ 環境対応車を導入した。

5. 不用品交換銀行

不用品交換銀行は、家庭において不用になった家庭用品等で、まだ再使用できる物品について、これを希望する市民に情報を提供し、再使用を推進し、資源の有効利用と不用品再利用等に関する市民意識を高めることを目的とした制度です。

令和6年度は、62件成立しました。

表2-4-7 不用品交換銀行実績

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
譲受希望	208	155	230	220	280	189
提供希望	171	135	222	186	172	138
成立	51	53	80	64	69	62

(件)

6. 広報活動

一般廃棄物の処理について、行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市ウェブサイトや広報紙等により、次の広報活動を実施しています。

- (1) 市の環境状況や環境施策の進捗状況を市民・事業者等に報告するための資料として「各務原市環境報告書」を作成し、市ウェブサイトに掲載。
- (2) ごみの回収や出し方の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ出しガイドブック」の配布
- (3) 紙ごみ・緑ごみの回収についての周知を目的とした「古紙回収ステーション一覧表」「緑ごみ拠点回収日程表」の配布
- (4) 市ウェブサイトや広報紙を利用した環境行政に関する情報の提供
- (5) 生ごみの水切りについて、市ウェブサイトや広報紙による周知
- (6) 食品ロス削減について、市ウェブサイトや広報紙及びイベントによる周知
- (7) 雑がみの分別について、市ウェブサイトや広報紙による周知

7. 出前講座

市民生活の中から出てくるごみの処理や、ごみの分別・リサイクルについて、より理解を深めていただくため、市民団体・学校等の集会において出前講座を開催しています。

表2-4-7 令和6年度出前講座実施実績

講座名	実施件数
市民生活とごみ処理	4件
減らそう！食品ロス	5件
家庭で取組もう 生活排水対策	0件
地球温暖化って何？	1件

第3章 し尿処理

第1節 処理実績

し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、平成23年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

処理量については、下水道の供用開始区域の拡大に伴って、少しずつ減少傾向にあります。

表・図3-1-1 し尿年間処理量

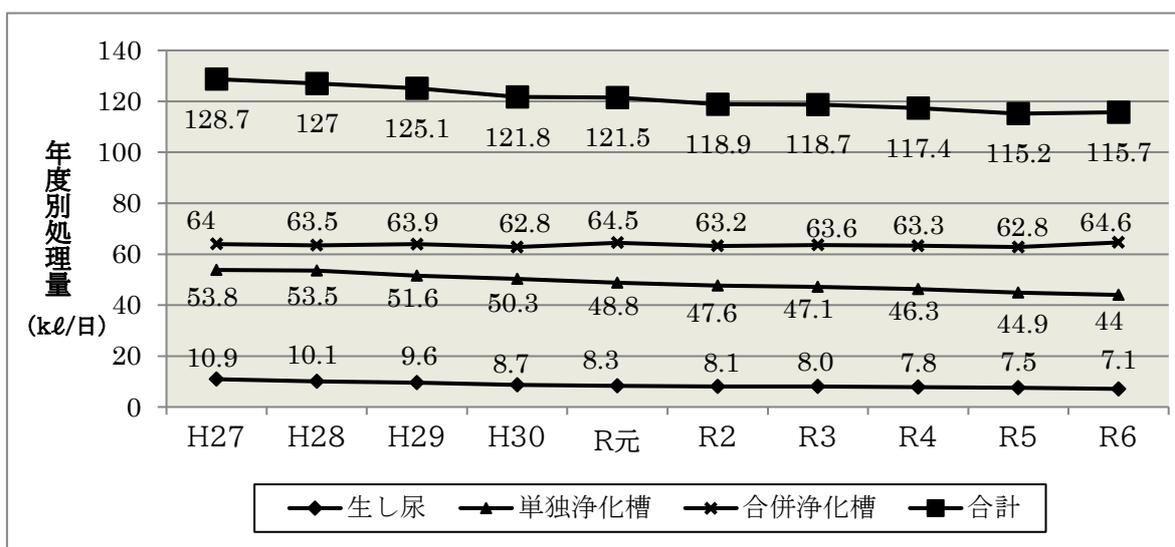
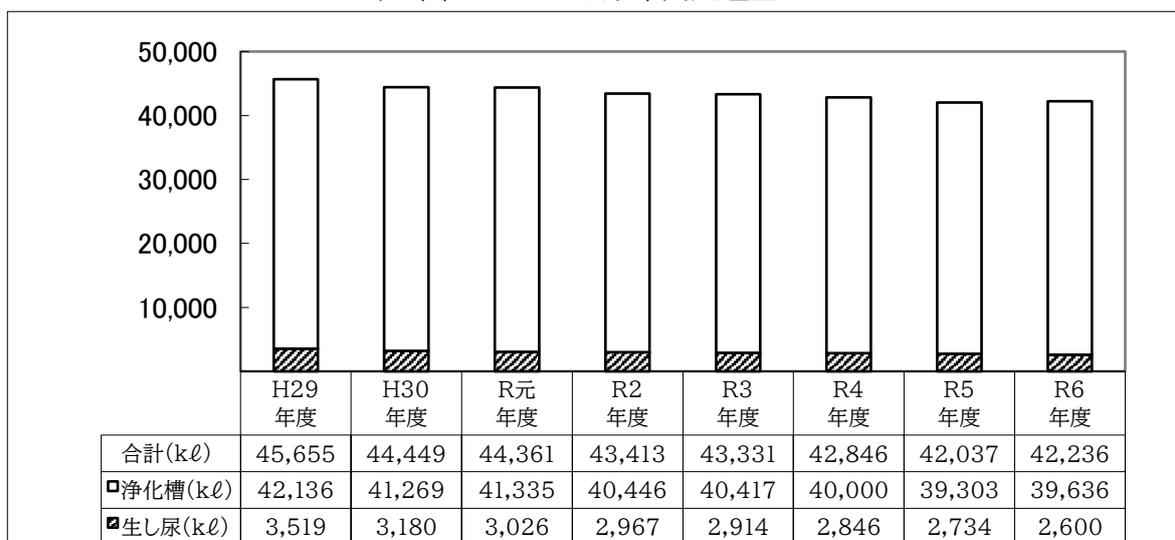


図 3-1-1 クリーンセンター年度別処理量

親子で食品ロス削減!「料理教室」を開催
まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を減らすため、東海学院大学の消費者庁食品ロス削減推進サポーター認定を受けた学生達を中心となって、市内の小学生から高校生までを対象とした「食品ロス削減料理教室」を開催しました。市内在住の小学4年生～中学生とその保護者の計65名に参加いただき、食品ロスについて体験的に学び、SDGs目標12「つくる責任、つかう責任」についても考えていただきました。



犬のマイクロチップ特例制度について

各務原市は、令和7年3月1日から狂犬病予防法の特例制度に参加しています。狂犬病予防法では、犬の所在地がある市町村への登録と飼い犬への鑑札の装着が義務づけられていますが、特例制度に参加している市町村では、マイクロチップ装着済みの犬について環境省の指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にマイクロチップ情報の登録をすると、環境省を通じて市町村への登録が完了するとともに、マイクロチップが鑑札とみなされるため鑑札の装着は不要となります。なお、年1回の狂犬病予防注射の接種および狂犬病予防注射済票の装着は、これまで通り必要です。



全体評価

自然と共生するまちづくり																											
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用																											
目的	一般家庭や市民清掃から出る緑ごみについては、バイオマス燃料として利用することにより二酸化炭素排出量を削減する。																										
事業内容	<p>家庭緑ごみ等</p> <p>・拠点回収 家庭から発生する樹木の枝などを毎月市内 17ヶ所の回収拠点で受け入れを行い、再資源化施設へ搬入した。計 317tを回収した。</p> <p style="text-align: center;">回収拠点での回収量の月別推移 (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>18.94</td></tr> <tr><td>5月</td><td>34.4</td></tr> <tr><td>6月</td><td>37.46</td></tr> <tr><td>7月</td><td>16.01</td></tr> <tr><td>8月</td><td>13.53</td></tr> <tr><td>9月</td><td>24.61</td></tr> <tr><td>10月</td><td>38.76</td></tr> <tr><td>11月</td><td>44.64</td></tr> <tr><td>12月</td><td>38.05</td></tr> <tr><td>1月</td><td>19.38</td></tr> <tr><td>2月</td><td>15.83</td></tr> <tr><td>3月</td><td>15.82</td></tr> </tbody> </table> <p>・その他回収 北清掃センター持込み 1140t、自治会主催の拠点 12t、市民清掃 90t、市施設 506t、事業系 2,727tの回収を行った。 緑ごみは再資源化施設においてバイオマス燃料としてリサイクルした。</p>	月	回収量 (t)	4月	18.94	5月	34.4	6月	37.46	7月	16.01	8月	13.53	9月	24.61	10月	38.76	11月	44.64	12月	38.05	1月	19.38	2月	15.83	3月	15.82
月	回収量 (t)																										
4月	18.94																										
5月	34.4																										
6月	37.46																										
7月	16.01																										
8月	13.53																										
9月	24.61																										
10月	38.76																										
11月	44.64																										
12月	38.05																										
1月	19.38																										
2月	15.83																										
3月	15.82																										
評価	市内で発生した緑ごみ 4,792tをバイオマス燃料として資源化することができた。																										

資源を大切に暮らすまちづくり																	
古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供																	
目的	ごみの減量化、リサイクルの推進による持続可能な循環型都市づくりを推進するため、古紙・古着の回収を積極的に推進する。																
事業内容	<p>資源集団回収の奨励 平成 2 年度から奨励金制度を開始し、令和 6 年度は 1kg あたり 9 円の奨励をした。令和 6 年度の登録団体は 62 団体で、774tの古紙・古着を回収した。</p> <p>古紙拠点回収の推進 公共施設 20 箇所、協力団体 6 箇所、協力店 7 箇所、回収業者 2 箇所、計 35 箇所の古紙回収ステーションで実施し、749tの古紙・古着を回収した。</p> <p style="text-align: center;">古紙回収ステーションにおける回収量推移 (単位:トン)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回収量 (トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>1,126</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>1,092</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>786</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>749</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回収量 (トン)	H30	1,126	R1	1,092	R2	1,066	R3	1,020	R4	955	R5	786	R6	749
	年度	回収量 (トン)															
H30	1,126																
R1	1,092																
R2	1,066																
R3	1,020																
R4	955																
R5	786																
R6	749																
	<p>行政回収 川島地区で年 10 回古紙・古着の行政回収を行い、27t回収した。</p>																
評価	<p>令和 6 年度の古紙・古着の回収量は、1,550tであり、令和 4 年度比 6.96%減であった。</p> <p>特に拠点回収量と行政回収量が年々減少しており、これは民間の回収ステーションの利用や、電子化によるペーパーレスなどライフスタイルの変化による紙類の減少も要因として考えられる。</p>																



環境報告書 令和7年度版(令和6年度実績)

(編集・発行) 各務原市役所 市民生活部 環境室 環境政策課
〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

☎ 058-383-4230

📞 058-383-6365

(発行日) 令和7年8月

(印刷) 各務原市